

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年11月

仙台市人事委員会



R2 人委審第 1383 号

令和 2 年 11 月 6 日

仙台市議会議長 鈴木 勇治 様

仙 台 市 長 郡 和子 様

仙台市人事委員会

委員長 中塚 正志

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

	頁
別紙第1 職員の給与等に関する報告	1
1 はじめに	1
2 職員の給与	2
3 民間給与の調査	4
4 職員給与と民間給与の比較	7
5 国家公務員給与との比較	10
6 物価及び生計費	10
7 人事院の報告及び勧告	11
8 給与の改定等	14
9 人事管理、その他勤務条件	18
別紙第2 職員の給与に関する勧告	29

別紙第 1

職員の給与等に関する報告

1 はじめに

職員の給与は、人事委員会の給与勧告を基にして、市長の条例提案、議会の審議を経て決定されるものである。

給与勧告の制度は、職員が労働基本権の制約を受け、民間と異なり労使交渉による給与決定ができないことの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有している。

給与勧告に際しては、本委員会は、地方公務員法に定める均衡の原則を踏まえ、職員の給与水準を民間事業従事者の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本としてきた。民間準拠による給与決定方式は、市民及び職員の理解のもとに長年実施されてきており、有為な人材の確保や労使関係の安定など能率的な行政運営の基盤として機能してきたところである。

本委員会は、昨年10月、地方公務員法の規定に基づき職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定の基礎となる諸条件並びに人事管理、給与制度その他勤務条件について調査研究を行い、それに基づき職員の給与等について検討を重ねてきた。その結果は、概ね次のとおりである。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在において在職する本市の職員のうち、「職員の給与に関する条例」に定める各給料表の適用を受ける職員について「職員給与実態調査」を実施した。

本年の調査対象となったのは、再任用職員を除くと11,078人であり、このうち、民間給与との比較の対象となる行政職給料表の適用を受ける職員数は5,248人である。

これらの職員の本年4月における平均給与月額等は、第1表に示すとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

給与種目	令和2年4月	平成31年4月	平成30年4月
	円	円	円
給料	339,351	340,759	344,334
扶養手当	7,611	7,735	7,819
給料の特別調整額	7,368	7,268	7,272
地域手当	21,385	21,463	21,681
住居手当	7,390	7,224	7,062
その他	2,833	2,861	2,906
計	385,938	387,310	391,074

(注) 1 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額並びに給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当である。

3 再任用職員は含まれていない（以下その3まで同じ。）。

その2 行政職給料表適用職員

給与種目	令和2年4月	平成31年4月	平成30年4月
	円	円	円
給料	325,216	324,316	325,452
扶養手当	7,164	7,194	7,195
給料の特別調整額	10,094	9,905	9,725
地域手当	20,625	20,560	20,616
住居手当	8,055	7,891	7,902
その他	151	146	131
計	371,305	370,012	371,021

(注) 1 「給料」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、単身赴任手当及び初任給調整手当である。

その3 行政職給料表適用職員数、平均年齢及び平均経験年数

	職員数	平均年齢	平均経験年数
令和2年4月	5,248 人	41.6 歳	19.6 年
平成31年4月	5,159 人	41.6 歳	19.8 年

3 民間給与の調査

本委員会は、職員と民間事業従事者の給与の比較を行うため、人事院、宮城県人事委員会等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査は、市内の民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の575事業所から層化無作為抽出法により抽出した160事業所を対象として、公務と類似すると認められる職務に従事する者等5,582人について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を調査し、併せて給与改定の状況等についても調査を行った。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

ところで、職種別民間給与実態調査については、職員の給与を民間準拠とすることについて幅広く市民の理解を得るとともに、産業構造や組織形態等の変化も踏まえた妥当な内容とすることを目的として、適宜見直しを実施してきている。具体的には、平成18年に、調査対象とする企業の規模をそれまでの100人以上から50人以上に引き下げている。これは、調査自体の精確性・信頼性を確保しつつ、民間給与をできるだけ広く把握しその実態を職員の給与水準に反映させるため、重要な給与決定要素である役職段階の企業規模100人未満の民間企業における状況や、同年の職種別民間給与実態調査において試行した企業規模50人以上100人未満の民間事業所を対象とした調査における調査率及び公民給与比較の対象となる役職段階別の調査実人員の確保の状況、同様の観点から行われた国における見直しの内容等を考慮して行ったものである。このほか、比較対象従業員の範囲について、同年にスタッフ職等へ拡大し、平成26年に比較対象従業員へ中間職（職責が部長と課長の間位置付けられる従業員等）を追加する見直しを、調査対象産業について、平成25年

に「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」等を加えた全ての産業へ拡大する見直しを行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の主な結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定の状況

第2表に示すとおり、係員で見ると、ベースアップを実施した事業所の割合は29.9%（昨年41.4%）、ベースアップを中止した事業所の割合は20.9%（同10.9%）となっており、83.5%（同91.6%）の事業所において定期昇給を実施している。

第2表 民間における給与改定の状況

その1 民間における本年の給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	29.9	20.9	0.4	48.8
課長級	20.0	19.6	0.4	60.0

(注) 調査時点においてベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 民間における本年の定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化 なし			
係員	87.3	83.5	17.4	5.8	60.3	3.8	12.7
課長級	77.1	73.3	11.9	8.6	52.8	3.8	22.9

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所及び調査時点において定期昇給の実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 初任給改定の状況

第3表に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で31.6%、高校卒で15.8%となっている。そのうち大学卒で55.8%、高校卒で60.9%の事業所で初任給が増額となり、大学卒で41.8%、高校卒で34.2%の事業所で据置きとなっている。

第3表 民間における初任給改定の状況

(単位：%)

学歴 \ 項目	採用あり	初任給改定の状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	31.6	[55.8]	[41.8]	[2.4]	68.4
高 校 卒	15.8	[60.9]	[34.2]	[4.9]	84.2

(注) [] 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

4 職員給与と民間給与の比較

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、毎月きまって支給する給与（月例給）と、一定の時期に賞与等として支給する給与（特別給）の2つに大別し、それぞれ比較を行った。その結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっている。したがって、職員給与と民間給与を比較するに当たっては、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、上記の給与決定要素を合わせて、同種・同等比較を行うことが適当である。このため、本委員会では、月例給の職員給与と民間給与との比較においては、職員にあつては、一般的な行政の事務事業に携わる行政職給料表適用職員と、民間にあつては、これに相当すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、本市職員数を基礎としたラスパイレス方式による比較（本市の個々の職員に上記4つの給与決定要素が同一である民間事業従事者の給与額を支給したと仮定して算出される本市職員全体の給与支給総額と、現に本市職員に支給している給与支給総額との比較）を行っている。

本年4月分の比較の結果は第4表に示すとおりであり、公民較差を算出したところ、民間給与が職員給与を1人当たり442円（0.12%）下回っていた。

第4表 月例給の公民較差

民間	職員	較差
373,794 円	374,236 円	△442 円 (△0.12%)

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない(比較対象職員の平均年齢42.0歳)。

2 民間にあってはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額、職員にあってはこれに相当する給与(給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、住居手当等)の額で比較している。

また、月例給のうち、初任給及び家族手当の状況は、以下のとおりである。

ア 初任給

市内の民間事業所における新卒事務員・技術者の初任給の状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 民間における学歴別初任給

学歴	初任給月額
大学卒	202,963 円
短大卒	177,835 円
高校卒	167,274 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当等の所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

備考：職員の初任給は、地域手当を含めて、大学卒198,432円、短大卒175,112円、高校卒160,166円である。

イ 家族手当(扶養手当)

市内の民間事業所における家族手当の支給状況は、第6表に示すとおりである。

第6表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,050 円
配偶者と子1人	18,385 円
配偶者と子2人	24,765 円

(注) 金額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

備考：職員の扶養手当の支給月額は、配偶者及び父母等については6,500円、子については10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に市内の民間事業所において支払われた賞与等の特別給（ボーナス）を精確に把握し、平均所定内給与月額に対する支給割合を算定したところ、第7表に示すとおり4.44月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給割合（4.50月分）を下回っていることが明らかになった。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	373,314 円
	上半期 (A2)	371,084 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	802,635 円
	上半期 (B2)	850,235 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.15 月分
	上半期 (B2/A2)	2.29 月分
	計	4.44 月分

(注) 「下半期」とは令和元年8月から令和2年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

5 国家公務員給与との比較

総務省の平成31年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員について、平成31年4月の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮してラスパイレス方式により比較した場合の本市職員の指数（国家公務員を100とする。）は102.4となっている。

これに対し、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本市職員（いずれも、本年度の新規学卒の採用者を除く。）について、本年4月における諸手当を含めた平均給与月額を比較すると、国家公務員は408,868円（平均年齢43.2歳）、本市職員は374,236円（平均年齢42.0歳）となっている。

6 物価及び生計費

総務省統計局の調査によると、本年4月の仙台市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.5%増加している。

また、同局の家計調査によると、本年4月の仙台市における勤労者世帯（世帯人員3.34人、世帯主年齢50.0歳）の消費支出は、322,505円となっている。

7 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年10月7日及び同月28日に、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の国家公務員の給与について報告し、必要な給与改定について勧告を行った。併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。それぞれの概要は、次のとおりである。

人事院の報告及び勧告の概要

■令和2年10月7日報告及び勧告

I 給与に関する報告及び勧告

1 給与勧告制度の基本的考え方

＜給与勧告の意義と役割＞

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

2 ボーナスの改定等

(1) 民間給与の調査

民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

(2) ボーナスの改定の内容と考え方

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映
（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与408,868円 平均年齢43.2歳〔対前年△2,255円、△0.2歳〕

II 公務員人事管理に関する報告

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要

柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取り組む。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に

引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請

- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

■令和2年10月28日報告（月例給）

1 民間給与との比較

△164円（△0.04%）

〔行政職俸給表（一）…現行給与408,868円 平均年齢43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

8 給与の改定等

前記4(1)のとおり、月例給については、本年は、民間事業従事者の給与が職員の給与を442円(0.12%)下回っており、民間給与との較差解消を基本とした改定を行う必要があると判断した。

その方策としては、公民較差の大きさ等を考慮し、基本的な給与である給料月額引下げ改定を行うこととする。

また、期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間の支給割合を0.05月分引き下げる必要があると判断した。

その他、具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 改定すべき事項

ア 月例給

(給料表)

公民の給与比較を行っている行政職給料表について、本年の公民較差を考慮し、同一の引下げ率による改定を行うことを基本としつつ、民間における初任給の水準等を踏まえ、引下げ改定を行う。

具体的には、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること等を勘案し、新規学卒者に係る初任給については、現行の額を据え置くこととし、これに続く一部の号俸についても、昇給カーブのバランスを考慮して、引下げ率を緩和することとする。

再任用職員の給料月額（職務の級2級までの給料月額を除く。）についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定を踏まえた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との

均衡を基本として所要の改定を行うものとする。

(給料表の切替えに伴う経過措置期間中の職員の給料)

平成28年4月1日及び令和2年4月1日に実施した給料表の切替えに伴い、現在の給料表に定める給料月額が切替え実施日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員等について、経過措置としてその差額を給料として支給している。公民給与の比較は、当該差額を含む給与で行っていることから、これについても、給料表の改定を踏まえて引き下げることとする。

具体的には、引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額を、切替え実施日の前日において受けていた給料月額に後述の調整率(△0.13%)を考慮して定めた100分の99.87を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、本年度から支給割合を0.05月分引き下げ、4.45月分とする。

支給月数の引下げ分は、国に準じて期末手当から差し引くこととし、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降については6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定める。

(2) 改定の実施時期等

本年の改定は、職員の給与水準を引き下げるものであるため、職員

と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとした上で、遡及することなくこの改定を実施するための条例の施行日から実施することとする。

公民給与は4月時点で比較して均衡を図ることとしており、本年4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消させるための調整を行うことが情勢適応の原則にもかなうものである。この公民較差相当分については、本年12月期の期末手当の額において調整することとする。

この場合において、引下げ改定を行わない給料月額を受ける職員について調整を行うことは適当ではないことから、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となった給与月額に調整率（引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員によって行政職給料表適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率） $\Delta 0.13\%$ を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。

また、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員についても、同様の調整を行うこととする。

(3) 給与制度の見直しの実施状況

本市においては、平成27年の本委員会報告に示した職務給の原則の一層の徹底、世代間の給与配分の見直し等の基本的な考え方に基づき、平成28年度から給与制度の見直しを行ってきた。その実施にあたって、国に準じて講じた給与水準の激変緩和のための経過措置については、

本年度をもって終了することとなる。

本委員会としては、給与制度の見直しの成果について適宜検証を行い、国や他の地方公共団体との制度的均衡等にも配慮しながら、引き続き本市における適切な給与制度のあり方について検討していく。

9 人事管理、その他勤務条件

我が国では、人口減少と少子高齢化が進展しており、社会全体に様々な影響を与えている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活や経済活動に甚大な影響を及ぼすとともに、人々の意識や価値観にも大きな変化をもたらし、これまでの働き方が見直される契機ともなっている。

このような中、人事行政においては、行政に対するニーズや今後の社会の変化に柔軟に対応できる多様で有為な人材を確保するとともに、職員の意欲・能力を存分に発揮できる働きやすい環境を整えていくことが求められている。

(1) 働きやすい環境づくり

ア 超過勤務の縮減

本市職員一人あたりの年間平均超過勤務時間数は、平成28年度以降年々減少していたが、昨年度は、選挙事務や令和元年東日本台風への対応等が重なったこともあり、平成30年度に比べ増加している。また、昨年度の年間720時間を超える超過勤務を行った職員数も平成30年度より増加している。

さらに、本年3月以降は、新型コロナウイルス感染症への対応等のため、超過勤務時間数が前年に比べ大幅に増加している部署が見受けられ、とりわけ、3月から5月にかけては、1か月の超過勤務時間が200時間を超えた職員もおり、憂慮すべき事態となっている。

このような状況の中、本市においては、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正及び関連規程の整備により、本年1月か

ら超過勤務命令に係る上限時間を導入するなど、超過勤務の縮減に向けた取組が進められているところである。

任命権者においては、超過勤務命令に係る上限時間を遵守し、その適切な運用に努めながら、特例業務等も含めた超過勤務時間の管理を徹底し、引き続き超過勤務の縮減に取り組んでいくことが求められる。

併せて、必要な取組が行われた上で、なお恒常的に長時間の超過勤務を命じざるを得ない場合には、業務量に応じた適正な人員配置を図っていくことが重要である。

また、前述のコロナ禍に伴う超過勤務の増加への対応として、任命権者においては局内外からの異動や兼務職員の配置により、職員の負担軽減に努めてきたところであるが、引き続き必要な体制を確保するとともに、災害等による突発的な業務量の増加が生じた場合にも、一部の部署又は職員に過重な負担を強いることのないよう、より柔軟な組織体制を整えていく必要がある。

イ 教職員の多忙化解消

教職員の多忙化解消は、心身の健康を守り、教職人生を豊かにするとともに、児童・生徒に向き合う時間を十分に確保し、授業やその準備に集中できる環境を整えるなど、本市の教育の質の維持・向上に資するものであり、さらには教職員を志望する有為な人材を確保するためにも極めて重要である。

全国的に学校の働き方改革が推進される中、本市においては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正を受け、「仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に

関する条例」の改正及び関連規程の整備により、本年4月から教育職員の正規の勤務時間以外の在校等時間に係る上限が設定されたところである。

法改正の趣旨に基づき、教育職員の業務量及び勤務時間の適切な管理に努めるとともに、業務の適正化や働き方の意識改革など、様々な取組がより一層求められる。

こうした中、本市教育委員会は、学校の働き方改革の実現に向け、昨年度から一部の学校に試験的に導入していた正規の勤務時間外の電話自動音声案内を本年8月から全校へ拡大したほか、タイムカードを用いた在校等時間の管理、各学校が率先して行っている取組をまとめた事例集の発行など、業務量の適正管理や職場環境の改善に向けて取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症の影響による授業の遅れへの対応、児童・生徒への日々の感染防止対策等により、教職員の負担が増加していることも踏まえ、今後も管理職員を含めた教職員の業務負担の軽減と長時間勤務の是正に努め、心身に過度な負担がかからないよう一層の配慮を行う必要がある。

ウ ワーク・ライフ・バランスの推進

職員がやりがいをもって生き生きと働くためには、仕事と生活両方の充実が大切であり、多様なライフスタイルに応じた柔軟な働き方が求められている。

本市においては、本年3月に、「職場で取り組む子育て推進プログラム」と「女性職員活躍推進プラン」を統合した「子育て推進・女性職員活躍推進プラン」を策定し、仕事と育児の両立をは

じめ、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する様々な取組が進められている。

一方、国においては、昨年12月に、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」が策定され、本年度から、子どもが生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指すこととされている。

任命権者においては、性別や職種等にかかわらず、全ての職員が育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、その取得率のみならず、取得期間についても考慮しながら、さらなる取組を進めていくことが必要である。

また、本市では、今般の新型コロナウイルス感染症への対策として、時差出勤の拡大やサテライトオフィスの試行が実施されたところである。これらの取組は、感染拡大防止を目的としたものであるが、職員の柔軟な働き方の推進にも資するものであり、先進事例を参考にしながら、ワーク・ライフ・バランスの推進の観点からも積極的に展開していくことが求められる。

加えて、勤務間インターバル制度など、民間等においても多様な働き方を推進する動きがみられることから、その制度趣旨を踏まえながら、本市の実情に即した制度について検討を進めていく必要がある。

エ 職員の健康管理

心身の健康の保持増進は、職員が自己の能力を十分に発揮し、高い意欲をもって業務に従事するために不可欠なものであり、公務

能率の維持向上を図る観点からも重要である。

任命権者においては、各種相談事業、メンタルヘルス講習会等、様々な取組を行っているところであるが、本年度からの新たな取組として、1か月に100時間を超える超過勤務を行った全ての職員に対し、電話で体調等の聴き取りを実施し、必要な職員には面談を実施することとしている。

また、平成28年度から実施しているストレスチェックについて、従来の個人のストレス状態の把握に重点を置いた調査票（57項目）から、組織レベルの課題等も把握できる新たな調査票（80項目）に変更し、職場環境の改善に向けた取組の充実を図ったところである。

現在、多くの職員が通常業務に加えて新型コロナウイルス感染症への対応等に精励しているところであり、今後も業務量の大幅な増加による疲労の蓄積、ストレスによるメンタルヘルス不調など、職員の健康への様々な影響が懸念される。

任命権者においては、業務負荷の大きい部署の人員体制の強化、職員への感染防止対策、メンタルヘルス対策等を行っているところであり、引き続き職員の健康と安全に配慮した取組を実施していく必要がある。

オ ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を不当に傷つける許されない行為であるとともに、その能力の発揮を妨げ、組織の円滑な運営にも支障を及ぼすものであり、本市においてもハラスメントを未然に防止する取組を進めていく必要がある。

国においては、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の改正を受け、本年1月に、厚生労働省から「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が告示され、職場におけるパワー・ハラスメントを防止するため、事業主が講ずべき措置等について必要な事項が具体的に定められた。

任命権者においては、昨年7月からパワー・ハラスメントを含めたハラスメント全般に係る新たな相談体制を整備するなど、法改正及び厚生労働省指針の趣旨を踏まえた対策を講じているところであり、引き続き、職員へのハラスメント防止に関する周知・啓発、管理監督者への研修の実施等、ハラスメント対策の強化に取り組んでいくことを期待する。

また、ハラスメントの防止には、職場の円滑なコミュニケーションが重要であることから、管理監督者が中心となり、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、互いを尊重する職場風土を醸成していくことが求められる。

(2) 適正な人事管理の推進

ア 人材の確保

市民の行政ニーズが多様化、複雑化する中で、地域の実情に応じた効率的で質の高い行政を実現できる、有為な人材の確保が求められており、本市では採用試験の見直しをはじめ、職員の採用や仕事についての広報など様々な取組を進めている。

現在実施している社会人経験者採用試験は、多様な経験を有し、

職務能力の高い人材を幅広く確保できる有用な方策である。当該試験による採用者は、前職での経験等を業務の効率化や職場の活性化に活かし、係長職昇任試験の合格者も増加している状況であり、今後も効果的な運用を図ることが求められる。

障害者を対象とした職員採用選考においては、昨年度から、身体障害者に加え、知的障害者及び精神障害者も選考の対象としたところであり、職場において障害者を受け入れる環境づくりを進め、障害のある職員がより働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが必要である。

一方、本市の職員採用試験の受験者数は、全体として減少傾向にあり、とりわけ技術系や専門職については、多くの区分で受験者数が低迷し、有為な人材の確保に苦慮しているところである。

このような状況の中、本年5月から、本市の土木職として働く若手職員が、本市の土木職の役割や業務について関心を高めることを目的として、仕事のやりがいや実際の業務の様子をT w i t t e r（ツイッター）で発信する取組を行っている。今後も、このような取組が推進され、有為な人材の確保につながっていくことを期待する。

また、本委員会では、就職先として本市へ関心を持ってもらえるよう、「せんだいナビゲーター」として若手職員が学生等に対して個別に仕事の魅力や職場の雰囲気などを伝える取組を行っているほか、職員採用に関する各種セミナーを実施し、市職員が様々な分野で市民生活を支え、やりがいを持って仕事をしていることを広く多くの学生等に知ってもらえるよう、広報施策を展開してきたところである。

本年度からは新たな取組として、首都圏等在住者を主な対象とした「WEBセミナー」を実施することを予定しており、より多くの方が本市で働くイメージを持てるよう、市役所の組織、業務内容、ワーク・ライフ・バランスの取組などについての広報の強化に努めていく。

今後とも有為な人材の確保のため、採用試験のあり方等について引き続き研究を進めるとともに、本市で働くことの魅力のPRに努め、任命権者と連携しながら、必要な取組を推進していく。

イ 人材の育成

本市の職員構成は中堅職員の割合が低い一方で若手職員の割合が高くなっており、社会人経験採用者も増えている。このような状況も踏まえ、人材育成においては、職場における執務を通じた人材育成（OJT）と執務を離れた研修（Off-JT）を適切に組み合わせながら、職員を育成していくとともに、職員がやりがいを持って業務に従事し、職務を通じて自身の成長を実感できるような魅力ある職場づくりが必要である。また、キャリア形成への支援や、研修の充実など、多様な人材が活躍するための施策を推進していくことが求められる。

一方、国においては、国家公務員の人事評価制度について、能力・実績主義の人事管理を徹底しつつ、職場環境や働き方等の変化も踏まえた見直しが検討されている。

任命権者においては、国の動向を踏まえながら、引き続き人事評価制度の適切な運用により、職員の育成及び組織の活性化に取り組んでいくとともに、より能力・実績に基づいた人事管理を推

進していく必要がある。

また、現在「仙台市人材育成基本方針」の改定に向けた検討が進められているところであるが、本市職員が目指すべき職員像の実現に向けて、人材育成部門と各局区等が連携を図り、職員の人材育成を組織的・計画的に実施していく体制を構築することが求められる。

ウ 高年齢層職員の能力及び経験の活用

本市が今後も継続的に質の高い行政サービスを提供するためには、高年齢層職員の知識・経験を活用するとともに、高年齢層職員がその意欲を高め、能力を発揮し、安心して働くことのできる環境を整えることが重要である。

人事院は本年の勧告において、高年齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請している。

引き続き法改正の動きを注視し、遺漏のないよう準備を進めるとともに、職員の計画的な採用、役職定年制の導入、再任用制度の見直し等、定年の引上げに伴う様々な課題に対して、本市の制度のあり方を検討していく必要がある。

任命権者においては、高年齢層職員が広く活躍できる環境づくりを進めるとともに、若年層・中堅層も含めた人事管理全体の見直しを図り、組織全体の活力を維持していくことが求められる。

(3) コンプライアンスの推進

本市においては、「仙台市コンプライアンス行動規範集」により職

員が取るべき行動の規範や基準を示すとともに、「仙台市コンプライアンス推進計画（計画期間：令和元年度～令和3年度）」及びこれに基づく年次計画「仙台市コンプライアンスアクションプラン」を策定し、市政運営の基盤となる市民との強固な信頼関係を構築していくため、様々な取組を実施している。

しかし、不適切な事務処理など、依然として職員の非違行為が発生しており、市民の信頼を損なう事態となっていることは、誠に遺憾である。

任命権者においては、引き続き公務員倫理の保持及び厳正な服務規律の確保に取り組んでいくとともに、職員一人ひとりが、高い使命感と誇りを持って日々の職務に励むため、さらなるコンプライアンス意識の浸透を図っていくことが重要である。

— おわりに —

本年の勧告は、月例給、特別給ともに引下げ改定となる。

公務員の適正な給与水準については、地域の民間企業の給与水準に準拠することを基本としているところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響は甚大であり、民間企業の雇用・賃金情勢は、厳しい状況が続いている。

職員は、公務員としての使命感を持って職務に精励しているところであるが、あらためて市民の市政への期待を深く自覚し、また、公務員給与に対する市民の信頼を損なうことのないよう、高い士気を持って公務の公正かつ能率的な運営に全力を尽くされることを期待する。

議会及び市長におかれては、人事委員会の給与勧告制度が果たしている役割の重要性に深い理解を示され、速やかにこの勧告が実施されるよう要請する。

別紙第 2

職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 の報告に基づき、次の措置を講ずるよう勧告する。

1 令和 2 年 4 月の公民較差に基づく改定

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

また、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年仙台市条例第 17 号）附則第 5 項から第 7 項までの規定による給料及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年仙台市条例第 33 号）附則第 5 項の規定による給料についても、別紙第 1 の 8(1)に基づき所要の改定を行うこと。

2 期末手当

再任用職員以外の職員について、現行の支給割合を次のとおり改定すること。

- (1) 令和 2 年 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.25 月分（管理職員にあっては、1.05 月分）とすること。
- (2) 令和 3 年度以降については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（管理職員にあっては、それぞれ 1.075 月分）とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、2(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

(2) 令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置

別紙第1の8(2)に留意し、令和2年12月に支給する期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施日の前日までの公民較差相当分を調整する措置を講ずること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	246,000	272,100	299,700	329,100	361,400	383,400	404,700
	2	147,600	248,100	274,300	302,000	331,500	363,800	385,700	407,300
	3	148,700	250,100	276,500	304,300	333,900	366,200	388,000	409,900
	4	149,800	252,100	278,700	306,600	336,300	368,600	390,300	412,500
	5	151,100	254,200	280,800	309,000	338,900	371,100	392,700	415,000
	6	152,400	256,200	283,000	311,300	341,200	373,400	395,100	417,500
	7	153,700	258,200	285,200	313,600	343,600	375,700	397,500	420,000
	8	155,000	260,300	287,400	315,900	346,000	378,000	399,900	422,500
	9	156,100	262,300	289,700	318,300	348,300	380,500	402,200	425,100
	10	157,500	264,300	292,000	320,700	350,600	382,400	404,400	427,900
	11	158,900	266,300	294,300	323,100	353,000	384,400	406,600	430,700
	12	160,300	268,300	296,600	325,500	355,400	386,400	408,800	433,500
	13	161,600	270,400	298,800	327,900	357,700	388,300	411,000	436,200
	14	163,400	272,400	301,000	330,400	360,000	390,200	413,300	439,000
	15	165,200	274,400	303,200	332,900	362,300	392,100	415,600	441,800
	16	167,000	276,400	305,400	335,400	364,600	394,000	417,900	444,600
	17	168,600	278,400	307,600	337,900	367,000	395,900	420,400	447,300
	18	170,700	280,400	309,800	340,300	369,000	397,800	422,800	450,000
	19	172,800	282,400	312,000	342,700	371,000	399,700	425,200	452,700
	20	174,900	284,400	314,200	345,100	373,000	401,600	427,600	455,400
	21	177,000	286,400	316,400	347,500	374,900	403,500	429,900	458,100
	22	179,600	288,400	318,600	349,600	376,600	405,200	431,900	460,700
	23	182,200	290,400	320,800	351,700	378,300	406,900	433,900	463,300
	24	184,800	292,400	323,000	353,800	380,000	408,600	435,900	465,900
	25	187,200	294,300	325,200	356,100	381,600	410,300	438,000	468,400
	26	189,300	296,200	327,400	357,800	383,200	411,500	439,700	470,800
	27	191,400	298,100	329,600	359,600	384,800	412,700	441,400	473,200
	28	193,500	300,000	331,800	361,400	386,400	413,900	443,100	475,600
	29	195,500	301,900	333,900	363,100	388,200	415,300	445,000	478,100
	30	197,500	303,700	336,000	364,400	389,800	416,400	446,600	480,100
	31	199,500	305,500	338,100	365,700	391,400	417,500	448,200	482,100
	32	201,500	307,200	340,200	366,900	392,900	418,600	449,800	484,100
	33	203,700	309,100	342,500	368,200	394,400	419,700	451,300	486,300
	34	205,700	310,900	344,500	369,400	395,900	420,700	452,600	488,100
	35	207,700	312,700	346,500	370,600	397,400	421,700	453,900	489,900
	36	209,700	314,500	348,500	371,800	398,900	422,700	455,200	491,700
	37	211,700	316,300	350,400	373,200	400,400	423,600	456,400	493,500
	38	213,700	318,000	351,900	374,200	401,800	424,500	457,400	494,600
	39	215,700	319,700	353,500	375,200	403,200	425,400	458,400	495,700
40	217,700	321,400	355,100	376,200	404,600	426,300	459,400	496,800	

41	219,700	323,200	356,500	377,300	406,100	427,400	460,500	497,800
42	221,800	324,800	357,600	378,200	407,200	428,300	461,400	498,600
43	223,800	326,400	358,700	379,100	408,300	429,200	462,300	499,400
44	225,900	327,900	359,800	380,000	409,400	430,100	463,200	500,200
45	228,000	329,600	360,800	381,000	410,500	430,900	464,100	501,200
46	230,100	330,800	361,700	381,600	411,300	431,700	465,000	502,000
47	232,200	332,000	362,600	382,200	412,100	432,500	465,900	502,800
48	234,300	333,200	363,500	382,800	412,900	433,300	466,800	503,600
49	236,300	334,400	364,300	383,400	413,800	434,000	467,700	504,600
50	238,500	335,500	365,000	383,900	414,600	434,700	468,400	505,400
51	240,600	336,600	365,700	384,500	415,400	435,400	469,100	506,200
52	242,700	337,700	366,400	385,100	416,200	436,100	469,800	507,000
53	244,700	339,000	367,200	385,600	417,000	437,000	470,700	507,900
54	246,700	339,800	367,900	386,100	417,700	437,600	471,400	508,700
55	248,700	340,600	368,600	386,600	418,400	438,200	472,100	509,500
56	250,700	341,400	369,300	387,100	419,100	438,800	472,800	510,300
57	252,700	342,200	370,100	387,800	420,000	439,600	473,600	511,200
58	254,700	342,900	370,700	388,300	420,700	440,200	474,300	512,000
59	256,700	343,600	371,300	388,800	421,400	440,800	475,000	512,800
60	258,700	344,300	371,900	389,300	422,100	441,400	475,700	513,600
61	260,700	345,100	372,400	390,000	423,000	442,100	476,600	514,500
62	262,800	345,700	373,000	390,500	423,600	442,700	477,300	515,300
63	264,900	346,300	373,600	391,000	424,200	443,300	478,000	516,100
64	267,000	346,900	374,200	391,500	424,800	443,900	478,700	516,900
65	269,000	347,500	374,700	392,100	425,400	444,600	479,500	517,600
66	271,000	348,000	375,200	392,600	426,000	445,200	480,100	518,300
67	273,000	348,500	375,700	393,100	426,600	445,800	480,700	519,100
68	275,000	349,000	376,200	393,600	427,200	446,400	481,300	519,900
69	277,200	349,600	376,900	394,200	427,800	447,100	482,000	520,500
70	279,200	350,100	377,300	394,700	428,400	447,700	482,600	521,300
71	281,200	350,600	377,700	395,200	429,000	448,300	483,200	522,100
72	283,200	351,100	378,100	395,700	429,600	448,900	483,800	522,900
73	285,300	351,700	378,700	396,300	430,200	449,400	484,300	523,600
74	287,200	352,200	379,100	396,800	430,800	449,700		
75	289,100	352,700	379,500	397,300	431,400	450,000		
76	291,000	353,200	379,900	397,800	432,000	450,300		
77	292,900	353,800	380,500	398,400	432,600	450,500		
78	294,700	354,300	380,900	398,900	433,200			
79	296,500	354,800	381,300	399,400	433,800			
80	298,300	355,300	381,700	399,900	434,400			
81	300,100	355,900	382,300	400,500	435,000			
82	301,900	356,400	382,700	401,000	435,500			
83	303,700	356,900	383,100	401,500	436,000			
84	305,500	357,400	383,500	402,000	436,500			

85	307,200	357,800	384,100	402,600	437,000				
86	308,900	358,300	384,500	403,100					
87	310,700	358,800	384,900	403,600					
88	312,400	359,300	385,300	404,100					
89	314,000	359,700	385,800	404,700					
90	315,600	360,100	386,200	405,200					
91	317,200	360,500	386,600	405,700					
92	318,800	360,900	387,000	406,200					
93	320,400	361,400	387,600	406,600					
94	321,600	361,800	388,000	407,100					
95	322,800	362,200	388,400	407,600					
96	324,000	362,600	388,800	408,100					
97	325,200	363,100	389,400	408,600					
98		363,500	389,700	409,100					
99		363,900	390,100	409,600					
100		364,300	390,500	410,100					
101		364,800	390,800	410,600					
102		365,200	391,100	411,100					
103		365,600	391,400	411,600					
104		366,000	391,700	412,100					
105		366,400	392,000	412,600					
106			392,300						
107			392,600						
108			392,900						
109			393,100						
110			393,400						
111			393,700						
112			394,000						
113			394,200						
114			394,500						
115			394,800						
116			395,100						
117			395,300						
再任用 職員		205,000	245,600	264,300	294,400	313,900	335,800	388,800	436,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,800	246,000	289,700	318,300	348,300	380,500	402,200	425,100
	2	157,200	248,100	292,000	320,700	350,600	382,400	404,400	427,900
	3	158,600	250,100	294,300	323,100	353,000	384,400	406,600	430,700
	4	160,000	252,200	296,600	325,500	355,400	386,400	408,800	433,500
	5	161,500	254,300	298,800	327,900	357,700	388,300	411,000	436,200
	6	163,300	256,300	301,000	330,400	360,000	390,200	413,300	439,000
	7	165,100	258,300	303,200	332,900	362,300	392,100	415,600	441,800
	8	166,900	260,300	305,400	335,400	364,600	394,000	417,900	444,600
	9	168,700	262,500	307,600	337,900	367,000	395,900	420,400	447,300
	10	170,800	264,500	309,800	340,300	369,000	397,800	422,800	450,000
	11	172,900	266,500	312,000	342,700	371,000	399,700	425,200	452,700
	12	175,000	268,500	314,200	345,100	373,000	401,600	427,600	455,400
	13	177,100	270,700	316,400	347,500	374,900	403,500	429,900	458,100
	14	179,400	272,600	318,600	349,600	376,600	405,200	431,900	460,700
	15	181,700	274,500	320,800	351,700	378,300	406,900	433,900	463,300
	16	184,000	276,400	323,000	353,800	380,000	408,600	435,900	465,900
	17	186,300	278,400	325,200	356,100	381,600	410,300	438,000	468,400
	18	188,200	280,400	327,400	357,800	383,200	411,500	439,700	470,800
	19	190,100	282,400	329,600	359,600	384,800	412,700	441,400	473,200
	20	192,000	284,400	331,800	361,400	386,400	413,900	443,100	475,600
	21	194,000	286,400	333,900	363,100	388,200	415,300	445,000	478,100
	22	196,400	288,400	336,000	364,400	389,800	416,400	446,600	480,100
	23	198,800	290,400	338,100	365,700	391,400	417,500	448,200	482,100
	24	201,200	292,400	340,200	366,900	392,900	418,600	449,800	484,100
	25	203,700	294,300	342,500	368,200	394,400	419,700	451,300	486,300
	26	205,700	296,200	344,500	369,400	395,900	420,700	452,600	488,100
	27	207,700	298,100	346,500	370,600	397,400	421,700	453,900	489,900
	28	209,700	300,000	348,500	371,800	398,900	422,700	455,200	491,700
	29	211,800	301,900	350,400	373,200	400,400	423,600	456,400	493,500
	30	213,800	303,700	351,900	374,200	401,800	424,500	457,400	494,600
	31	215,800	305,500	353,500	375,200	403,200	425,400	458,400	495,700
	32	217,800	307,200	355,100	376,200	404,600	426,300	459,400	496,800
	33	220,000	309,100	356,500	377,300	406,100	427,400	460,500	497,800
	34	222,000	310,900	357,600	378,200	407,200	428,300	461,400	498,600
	35	224,000	312,700	358,700	379,100	408,300	429,200	462,300	499,400
	36	226,000	314,500	359,800	380,000	409,400	430,100	463,200	500,200
	37	228,000	316,300	360,800	381,000	410,500	430,900	464,100	501,200
	38	230,100	318,000	361,700	381,600	411,300	431,700	465,000	502,000
	39	232,200	319,700	362,600	382,200	412,100	432,500	465,900	502,800
40	234,300	321,400	363,500	382,800	412,900	433,300	466,800	503,600	

41	236,300	323,200	364,300	383,400	413,800	434,000	467,700	504,600
42	238,500	324,800	365,000	383,900	414,600	434,700	468,400	505,400
43	240,700	326,400	365,700	384,500	415,400	435,400	469,100	506,200
44	242,900	327,900	366,400	385,100	416,200	436,100	469,800	507,000
45	245,000	329,600	367,200	385,600	417,000	437,000	470,700	507,900
46	247,000	330,900	367,900	386,100	417,700	437,600	471,400	508,700
47	249,000	332,200	368,600	386,600	418,400	438,200	472,100	509,500
48	250,900	333,500	369,300	387,100	419,100	438,800	472,800	510,300
49	252,900	334,700	370,100	387,800	420,000	439,600	473,600	511,200
50	254,900	335,800	370,700	388,300	420,700	440,200	474,300	512,000
51	256,900	336,900	371,300	388,800	421,400	440,800	475,000	512,800
52	258,900	338,000	371,900	389,300	422,100	441,400	475,700	513,600
53	261,000	339,000	372,400	390,000	423,000	442,100	476,600	514,500
54	263,000	339,800	373,000	390,500	423,600	442,700	477,300	515,300
55	265,000	340,600	373,600	391,000	424,200	443,300	478,000	516,100
56	267,000	341,400	374,200	391,500	424,800	443,900	478,700	516,900
57	269,000	342,200	374,700	392,100	425,400	444,600	479,500	517,600
58	271,000	342,900	375,200	392,600	426,000	445,200	480,100	518,300
59	273,000	343,600	375,700	393,100	426,600	445,800	480,700	519,100
60	275,000	344,300	376,200	393,600	427,200	446,400	481,300	519,900
61	277,200	345,100	376,900	394,200	427,800	447,100	482,000	520,500
62	279,200	345,700	377,300	394,700	428,400	447,700	482,600	521,300
63	281,200	346,300	377,700	395,200	429,000	448,300	483,200	522,100
64	283,200	346,900	378,100	395,700	429,600	448,900	483,800	522,900
65	285,300	347,500	378,700	396,300	430,200	449,400	484,300	523,600
66	287,200	348,000	379,100	396,800	430,800	449,700		
67	289,100	348,500	379,500	397,300	431,400	450,000		
68	291,000	349,000	379,900	397,800	432,000	450,300		
69	292,900	349,600	380,500	398,400	432,600	450,500		
70	294,700	350,100	380,900	398,900	433,200			
71	296,500	350,600	381,300	399,400	433,800			
72	298,300	351,100	381,700	399,900	434,400			
73	300,100	351,700	382,300	400,500	435,000			
74	301,900	352,200	382,700	401,000	435,500			
75	303,700	352,700	383,100	401,500	436,000			
76	305,500	353,200	383,500	402,000	436,500			
77	307,200	353,800	384,100	402,600	437,000			
78	308,900	354,300	384,500	403,100				
79	310,700	354,800	384,900	403,600				
80	312,400	355,300	385,300	404,100				
81	314,000	355,900	385,800	404,700				
82	315,600	356,400	386,200	405,200				
83	317,200	356,900	386,600	405,700				
84	318,800	357,400	387,000	406,200				

85	320,400	357,800	387,600	406,600				
86	321,700	358,300	388,000	407,100				
87	323,000	358,800	388,400	407,600				
88	324,300	359,300	388,800	408,100				
89	325,500	359,700	389,400	408,600				
90	326,600	360,100	389,700	409,100				
91	327,700	360,500	390,100	409,600				
92	328,800	360,900	390,500	410,100				
93	329,800	361,400	390,800	410,600				
94	330,600	361,800	391,100	411,100				
95	331,400	362,200	391,400	411,600				
96	332,200	362,600	391,700	412,100				
97	333,000	363,100	392,000	412,600				
98	333,700	363,500	392,300					
99	334,400	363,900	392,600					
100	335,100	364,300	392,900					
101	335,900	364,800	393,100					
102		365,200	393,400					
103		365,600	393,700					
104		366,000	394,000					
105		366,400	394,200					
106		366,800	394,500					
107		367,200	394,800					
108		367,600	395,100					
109		367,800	395,300					
110		368,200						
111		368,600						
112		369,000						
113		369,200						
再任用 職員	215,100	248,600	277,500	312,200	329,300	352,600	388,800	436,600

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,600	197,400	256,600	331,000	415,900
	2	156,100	199,100	259,300	333,100	417,500
	3	157,600	200,800	262,000	335,200	419,200
	4	159,100	202,500	264,700	337,300	420,900
	5	160,700	204,100	267,400	339,600	422,500
	6	162,500	205,800	270,100	341,700	424,200
	7	164,300	207,500	272,800	343,800	425,900
	8	166,100	209,100	275,500	345,900	427,600
	9	167,700	210,600	278,000	347,900	429,200
	10	169,700	212,400	280,600	349,800	430,900
	11	171,700	214,200	283,200	351,700	432,600
	12	173,700	216,000	285,800	353,600	434,300
	13	175,500	217,700	288,600	355,600	435,900
	14	177,700	219,600	291,200	357,400	437,600
	15	179,900	221,500	293,800	359,200	439,300
	16	182,100	223,400	296,400	361,000	441,000
	17	184,200	225,200	299,000	363,000	442,600
	18	186,700	227,900	301,700	364,700	444,300
	19	189,200	230,600	304,400	366,400	446,000
	20	191,700	233,300	307,100	368,100	447,700
	21	194,000	235,700	310,000	369,900	449,300
	22	195,600	238,500	312,600	371,500	450,900
	23	197,200	241,300	315,200	373,100	452,500
	24	198,800	244,100	317,800	374,700	454,100
	25	200,400	246,800	320,300	376,400	455,900
	26	201,900	249,600	322,600	378,200	457,400
	27	203,400	252,300	324,900	380,000	458,900
	28	204,900	255,000	327,200	381,800	460,400
	29	206,500	257,600	329,600	383,600	461,900
	30	208,100	260,100	331,700	385,300	463,400
	31	209,700	262,700	333,800	387,000	464,900
	32	211,300	265,300	335,900	388,700	466,400
	33	213,000	267,800	337,900	390,400	467,900
	34	214,700	270,300	340,000	391,900	468,700
	35	216,400	272,800	342,100	393,400	469,500
	36	218,100	275,300	344,200	394,900	470,300
	37	219,800	277,800	346,400	396,300	471,100
	38	221,500	280,200	348,500	397,800	471,900
	39	223,200	282,600	350,600	399,300	472,700
	40	224,900	285,000	352,700	400,800	473,500
	41	226,500	287,600	354,800	402,200	474,300
	42	228,200	290,200	356,800	403,600	
	43	229,900	292,800	358,900	405,100	
	44	231,600	295,400	361,000	406,600	

45	233,300	297,900	363,000	408,000
46	235,000	300,400	364,700	409,400
47	236,700	303,000	366,400	410,800
48	238,300	305,600	368,100	412,200
49	239,900	308,100	369,900	413,800
50	241,600	310,500	371,500	415,200
51	243,300	312,900	373,100	416,600
52	244,900	315,200	374,700	418,000
53	246,500	317,500	376,400	419,500
54	248,100	319,600	377,900	420,900
55	249,700	321,700	379,400	422,300
56	251,300	323,800	380,900	423,700
57	252,800	325,900	382,500	425,200
58	254,300	328,000	383,900	426,600
59	255,800	330,200	385,300	428,000
60	257,300	332,400	386,700	429,400
61	258,800	334,500	388,200	430,900
62	260,400	336,600	389,600	432,300
63	262,000	338,700	391,000	433,700
64	263,600	340,800	392,400	435,100
65	265,400	342,900	393,900	436,500
66	266,900	345,000	395,000	437,700
67	268,400	347,100	396,200	438,900
68	269,900	349,200	397,400	440,100
69	271,500	351,200	398,500	441,500
70	272,900	353,100	399,600	442,700
71	274,300	355,000	400,700	443,900
72	275,700	356,900	401,800	445,100
73	277,100	358,800	403,100	446,200
74	278,400	360,500	404,200	446,900
75	279,700	362,200	405,300	447,600
76	281,000	363,900	406,400	448,300
77	282,200	365,500	407,400	449,000
78	283,400	366,900	408,300	449,500
79	284,600	368,300	409,200	450,000
80	285,800	369,700	410,100	450,500
81	286,900	371,100	411,200	451,100
82	288,000	372,300	412,100	
83	289,100	373,500	413,000	
84	290,200	374,700	413,900	
85	291,400	376,100	414,700	
86	292,500	377,300	415,600	
87	293,600	378,500	416,500	
88	294,700	379,700	417,400	
89	295,900	380,900	418,200	
90	296,900	382,000	419,100	
91	297,900	383,100	420,000	
92	298,900	384,200	420,900	

93	299,900	385,400	421,700
94	300,700	386,400	422,400
95	301,500	387,400	423,100
96	302,300	388,400	423,800
97	303,300	389,400	424,700
98	304,100	390,200	425,200
99	304,900	391,000	425,700
100	305,700	391,800	426,200
101	306,700	392,600	426,700
102	307,500	393,400	427,100
103	308,300	394,200	427,500
104	309,100	395,000	427,900
105	310,000	395,700	428,200
106	310,700	396,400	428,400
107	311,400	397,100	428,700
108	312,100	397,800	429,000
109	312,700	398,600	429,200
110	313,100	399,100	429,500
111	313,500	399,600	429,800
112	313,900	400,100	430,100
113	314,300	400,800	430,300
114	314,700	401,300	430,600
115	315,100	401,800	430,900
116	315,500	402,300	431,200
117	316,000	402,900	431,400
118	316,400	403,300	
119	316,800	403,700	
120	317,200	404,100	
121	317,600	404,600	
122	317,900	404,800	
123	318,200	405,000	
124	318,500	405,200	
125	319,000	405,600	
126	319,200	405,800	
127	319,400	406,000	
128	319,600	406,200	
129	319,900	406,600	
130	320,100	406,800	
131	320,300	407,000	
132	320,500	407,200	
133	320,600	407,400	
134	320,800	407,600	
135	321,000	407,800	
136	321,100	408,000	
137	321,200	408,300	
138	321,400	408,500	
139	321,600	408,700	
140	321,800	408,900	

141	321,900	409,200			
142	322,100	409,400			
143	322,300	409,600			
144	322,500	409,800			
145	322,600	410,100			
146	322,800	410,300			
147	323,000	410,500			
148	323,200	410,700			
149	323,300	411,000			
150	323,400	411,200			
151	323,500	411,400			
152	323,700	411,600			
153	323,800	411,900			
154		412,100			
155		412,300			
156		412,500			
157		412,800			
158		413,000			
159		413,200			
160		413,400			
161		413,700			
162		413,900			
163		414,100			
164		414,300			
165		414,600			
再任用職員	234,200	276,300	305,100	333,500	418,800

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,600	169,800	256,500	288,700	406,000
	2	156,100	171,900	259,300	291,600	407,300
	3	157,600	174,000	262,000	294,500	408,600
	4	159,100	176,100	264,700	297,400	409,900
	5	160,700	178,000	267,400	300,300	411,400
	6	162,500	180,200	270,100	303,100	412,700
	7	164,300	182,400	272,800	305,900	414,000
	8	166,100	184,600	275,500	308,700	415,300
	9	167,700	186,700	278,200	311,400	416,500
	10	169,700	189,400	280,800	314,100	417,700
	11	171,700	192,100	283,400	316,800	418,900
	12	173,700	194,800	286,000	319,500	420,100
	13	175,500	197,400	288,500	322,200	421,200
	14	177,700	199,100	291,000	324,300	422,400
	15	179,900	200,800	293,500	326,400	423,600
再	16	182,100	202,500	296,000	328,500	424,800
任	17	184,200	204,100	298,500	330,700	425,900
用	18	186,700	205,800	301,100	332,800	427,100
職	19	189,200	207,500	303,700	334,900	428,300
員	20	191,700	209,100	306,300	337,000	429,500
以	21	194,000	210,600	309,100	339,100	430,600
外	22	195,600	212,400	311,700	341,200	431,800
の	23	197,200	214,200	314,300	343,300	433,000
職	24	198,800	216,000	316,900	345,400	434,200
員	25	200,400	217,700	319,500	347,400	435,300
	26	201,900	219,600	321,500	349,100	436,500
	27	203,400	221,500	323,500	350,800	437,700
	28	204,900	223,400	325,500	352,500	438,900
	29	206,500	225,300	327,600	354,300	440,000
	30	208,100	227,900	329,600	355,900	441,000
	31	209,700	230,500	331,600	357,500	442,000
	32	211,300	233,100	333,600	359,100	443,000
	33	212,800	235,700	335,600	360,900	444,100
	34	214,400	238,500	337,600	362,400	444,700
	35	216,000	241,300	339,700	363,900	445,300
	36	217,600	244,100	341,800	365,400	445,900
	37	219,200	246,800	343,800	366,800	446,700
	38	220,800	249,600	345,800	368,100	447,300
	39	222,400	252,300	347,800	369,400	447,900
	40	224,000	255,000	349,800	370,700	448,500
	41	225,600	257,600	351,900	371,900	449,200
	42	227,300	260,100	353,300	373,300	
	43	229,000	262,700	354,700	374,700	
	44	230,700	265,300	356,100	376,100	

45	232,400	267,800	357,600	377,600
46	234,100	270,300	359,000	378,900
47	235,800	272,800	360,400	380,200
48	237,400	275,300	361,800	381,500
49	239,000	277,700	363,200	383,000
50	240,600	280,200	364,600	384,300
51	242,200	282,700	366,000	385,600
52	243,800	285,200	367,400	386,900
53	245,400	287,600	369,000	388,300
54	247,000	290,200	370,400	389,600
55	248,600	292,800	371,800	390,900
56	250,200	295,400	373,200	392,200
57	251,700	298,000	374,800	393,400
58	253,100	300,500	375,800	394,500
59	254,500	303,000	376,800	395,700
60	255,900	305,500	377,800	396,900
61	257,200	308,100	379,000	398,000
62	258,700	310,400	380,000	399,100
63	260,200	312,700	381,000	400,200
64	261,700	315,000	382,000	401,300
65	263,300	317,400	383,200	402,600
66	264,800	319,500	384,200	403,600
67	266,300	321,600	385,200	404,600
68	267,800	323,700	386,200	405,600
69	269,400	325,800	387,300	406,500
70	270,800	327,900	388,300	407,400
71	272,200	330,000	389,300	408,300
72	273,600	332,100	390,300	409,200
73	275,000	334,300	391,400	410,300
74	276,200	336,400	392,100	411,000
75	277,400	338,500	392,800	411,700
76	278,600	340,600	393,500	412,400
77	279,900	342,700	394,100	413,000
78	281,100	344,500	394,800	413,500
79	282,300	346,300	395,500	414,000
80	283,500	348,100	396,200	414,500
81	284,600	350,000	396,800	415,100
82	285,700	351,600	397,500	415,500
83	286,800	353,200	398,200	415,900
84	287,900	354,800	398,900	416,300
85	288,900	356,500	399,500	416,700
86	289,900	357,800	400,200	417,100
87	290,900	359,100	400,900	417,500
88	291,900	360,400	401,600	417,900
89	292,800	361,700	402,200	418,300
90	293,500	362,900	402,600	418,700
91	294,200	364,100	403,000	419,100
92	294,900	365,300	403,400	419,500

93	295,500	366,500	403,800	419,800
94	296,000	367,500	404,200	420,200
95	296,500	368,500	404,600	420,600
96	297,000	369,500	405,000	421,000
97	297,700	370,600	405,400	421,300
98	298,300	371,400	405,800	
99	298,900	372,200	406,200	
100	299,500	373,000	406,600	
101	300,000	374,000	407,000	
102	300,300	374,800	407,400	
103	300,600	375,600	407,800	
104	300,900	376,400	408,200	
105	301,200	377,100	408,500	
106	301,400	377,800	408,800	
107	301,600	378,500	409,100	
108	301,800	379,200	409,400	
109	301,900	380,000	409,800	
110	302,000	380,700	410,100	
111	302,200	381,400	410,400	
112	302,400	382,100	410,700	
113	302,500	382,800	411,100	
114	302,700	383,500	411,400	
115	302,900	384,200	411,700	
116	303,100	384,900	412,000	
117	303,200	385,500	412,400	
118	303,300	386,000	412,700	
119	303,400	386,500	413,000	
120	303,500	387,000	413,300	
121	303,800	387,500	413,500	
122	303,900	388,000		
123	304,000	388,500		
124	304,100	389,000		
125	304,400	389,500		
126		389,900		
127		390,300		
128		390,700		
129		391,200		
130		391,600		
131		392,000		
132		392,400		
133		392,700		
134		393,000		
135		393,300		
136		393,600		
137		393,900		
138		394,200		
139		394,500		
140		394,800		

	141		395,100			
	142		395,400			
	143		395,600			
	144		395,900			
	145		396,000			
	146		396,300			
	147		396,600			
	148		396,900			
	149		397,100			
	150		397,400			
	151		397,700			
	152		398,000			
	153		398,200			
	154		398,500			
	155		398,800			
	156		399,100			
	157		399,300			
	158		399,600			
	159		399,900			
	160		400,200			
	161		400,400			
	162		400,700			
	163		401,000			
	164		401,300			
	165		401,500			
	166		401,800			
	167		402,100			
	168		402,400			
	169		402,600			
	170		402,900			
	171		403,200			
	172		403,500			
	173		403,700			
再任用 職員		224,300	273,000	300,000	326,800	408,700

備考

- 1 この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	298,300	371,100	406,600	469,700	491,700
	2	301,400	373,900	409,500	471,700	493,600
	3	304,500	376,700	412,400	473,800	495,500
	4	307,600	379,500	415,300	475,900	497,400
	5	310,600	382,300	418,000	477,900	499,300
	6	313,700	385,000	420,700	479,800	501,100
	7	316,800	387,700	423,400	481,700	502,900
	8	319,800	390,400	426,100	483,600	504,700
	9	322,800	392,900	428,700	485,700	506,600
	10	325,900	395,600	431,100	487,600	508,400
	11	329,000	398,300	433,600	489,500	510,200
	12	332,100	401,000	436,100	491,400	512,000
再	13	335,200	403,500	438,400	493,300	513,800
任	14	338,200	406,100	440,600	494,900	515,600
用	15	341,200	408,700	442,800	496,500	517,400
職	16	344,200	411,300	445,000	498,100	519,200
員	17	347,100	413,900	447,200	499,700	521,200
以	18	350,000	416,300	449,300	501,100	523,000
外	19	352,900	418,700	451,400	502,500	524,800
の	20	355,800	421,100	453,500	503,900	526,600
職	21	358,800	423,500	455,500	505,200	528,500
員	22	361,700	425,900	457,500	506,500	530,200
	23	364,600	428,300	459,500	507,800	531,900
	24	367,500	430,700	461,500	509,100	533,600
	25	370,300	433,100	463,500	510,300	535,300
	26	372,900	435,300	465,400	511,500	537,000
	27	375,500	437,500	467,300	512,700	538,700
	28	378,100	439,700	469,200	513,900	540,400
	29	380,500	441,900	471,200	515,200	542,000
	30	383,000	444,000	473,100	516,400	543,600
	31	385,500	446,200	475,000	517,600	545,300
	32	388,000	448,400	476,900	518,800	547,000
	33	390,500	450,500	478,800	520,000	548,600
	34	392,600	452,600	480,600	521,200	550,200
	35	394,700	454,700	482,400	522,400	551,800
	36	396,800	456,800	484,200	523,600	553,400
	37	398,900	458,900	486,100	524,800	555,200
	38	400,600	460,900	487,800	526,000	556,800
	39	402,300	462,900	489,500	527,200	558,400
	40	404,000	464,900	491,200	528,400	560,000

41	405,500	466,800	493,100	529,700	561,800
42	406,800	468,600	494,400	530,900	563,400
43	408,100	470,400	495,700	532,100	565,000
44	409,400	472,200	497,000	533,300	566,600
45	410,600	473,900	498,300	534,500	568,400
46	411,800	475,600	499,500	535,700	570,000
47	413,000	477,300	500,700	536,900	571,600
48	414,200	479,000	501,900	538,100	573,200
49	415,300	480,900	503,200	539,300	575,000
50	416,400	482,200	504,300	540,500	576,600
51	417,500	483,500	505,400	541,700	578,200
52	418,600	484,800	506,500	542,900	579,800
53	419,700	486,300	507,800	544,100	581,500
54	420,600	487,500	508,800	545,300	583,100
55	421,500	488,700	509,800	546,500	584,700
56	422,400	489,900	510,800	547,700	586,300
57	423,200	491,200	511,700	548,800	587,800
58	424,000	492,300	512,700	550,000	589,200
59	424,800	493,400	513,700	551,200	590,600
60	425,600	494,500	514,700	552,400	592,000
61	426,400	495,800	515,600	553,500	593,500
62	427,100	496,800	516,600	554,600	594,800
63	427,800	497,800	517,600	555,700	596,100
64	428,500	498,800	518,600	556,800	597,400
65	429,100	499,700	519,500	558,100	598,900
66	429,700	500,500	520,500	559,100	600,000
67	430,300	501,300	521,500	560,100	601,100
68	430,900	502,100	522,500	561,100	602,200
69	431,700	502,900	523,400	562,100	603,500
70	432,300	503,700	524,400	563,000	604,600
71	432,900	504,500	525,400	563,900	605,700
72	433,500	505,300	526,400	564,800	606,800
73	434,100	506,000	527,300	565,800	607,900
74	434,700	506,700	528,200	566,700	
75	435,300	507,400	529,100	567,600	
76	435,900	508,100	530,000	568,500	
77	436,400	509,000	531,100	569,400	
78		509,700	532,000	570,300	
79		510,400	532,900	571,200	
80		511,100	533,800	572,100	
81		512,000	534,800	573,200	
82		512,700	535,700	574,100	
83		513,400	536,600	575,000	
84		514,100	537,500	575,900	

	85		514,900	538,400	577,000	
	86		515,600	539,300	577,900	
	87		516,300	540,200	578,800	
	88		517,000	541,100	579,700	
	89		517,900	542,000	580,800	
	90		518,600	542,800		
	91		519,300	543,600		
	92		520,000	544,400		
	93		520,900	545,300		
	94		521,600	546,100		
	95		522,400	546,900		
	96		523,200	547,700		
	97		523,900	548,500		
	98		524,600			
	99		525,400			
	100		526,200			
	101		526,900			
	102		527,700			
	103		528,500			
	104		529,300			
	105		529,800			
	106		530,600			
	107		531,400			
	108		532,200			
	109		532,900			
再任用 職員		294,900	346,500	397,400	464,800	508,800

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	171,800	209,500	251,200	282,600	340,800	370,100	389,600
	2	173,600	211,100	253,100	284,500	342,900	371,900	391,600
	3	175,400	212,700	255,000	286,300	345,100	373,800	393,600
	4	177,200	214,300	256,900	288,100	347,300	375,700	395,600
	5	179,000	215,800	258,700	290,000	349,400	377,500	397,600
	6	180,900	217,400	260,600	291,900	351,500	379,300	399,600
	7	182,800	219,000	262,500	293,800	353,600	381,100	401,600
	8	184,700	220,600	264,400	295,700	355,700	382,900	403,600
	9	186,400	222,200	266,200	297,700	357,900	384,600	405,800
	10	188,500	223,800	268,100	299,700	359,900	386,400	407,800
	11	190,600	225,400	270,000	301,700	361,900	388,200	409,800
	12	192,700	227,000	271,900	303,700	363,900	390,000	411,800
再	13	194,600	228,500	273,700	305,800	365,900	391,800	413,800
任	14	196,600	230,200	275,600	307,800	367,800	393,600	415,300
用	15	198,600	231,900	277,400	309,800	369,700	395,400	416,800
職	16	200,600	233,600	279,200	311,800	371,600	397,200	418,300
員	17	202,600	235,200	281,100	313,900	373,600	399,100	419,700
	18	204,200	237,200	283,000	316,100	375,500	400,800	420,800
	19	205,800	239,100	284,900	318,300	377,400	402,500	421,900
	20	207,400	241,000	286,800	320,500	379,300	404,200	423,000
以	21	208,800	242,900	288,700	322,700	381,200	405,800	424,100
外	22	210,400	244,800	290,700	324,900	383,000	407,100	425,000
の	23	212,000	246,700	292,700	327,100	384,800	408,400	425,900
職	24	213,600	248,600	294,700	329,300	386,600	409,700	426,800
員	25	215,400	250,500	296,600	331,500	388,600	411,200	427,800
	26	217,000	252,400	298,500	333,800	390,100	412,200	428,700
	27	218,600	254,300	300,400	336,100	391,600	413,300	429,600
	28	220,200	256,200	302,300	338,400	393,100	414,400	430,500
	29	221,900	258,000	304,300	340,600	394,700	415,400	431,500
	30	223,400	259,800	306,300	342,800	396,000	416,300	432,400
	31	224,900	261,600	308,300	345,000	397,300	417,200	433,300
	32	226,400	263,400	310,300	347,200	398,600	418,100	434,200
	33	227,900	265,200	312,200	349,600	399,900	419,100	435,200
	34	229,600	267,000	314,100	351,500	400,800	420,000	436,100
	35	231,300	268,700	316,000	353,400	401,700	420,900	437,000
	36	233,000	270,400	317,900	355,300	402,600	421,800	437,900
	37	234,600	272,200	319,800	357,200	403,500	422,800	438,800
	38	236,500	274,000	321,700	358,600	404,400	423,700	439,700
	39	238,400	275,800	323,600	360,000	405,300	424,600	440,600
	40	240,200	277,600	325,500	361,400	406,200	425,500	441,500

41	241,900	279,300	327,400	362,800	407,000	426,400	442,400
42	243,800	281,100	329,100	364,100	407,900	427,200	443,300
43	245,700	282,900	330,800	365,400	408,800	428,000	444,200
44	247,500	284,700	332,500	366,700	409,700	428,800	445,100
45	249,300	286,600	334,200	368,200	410,500	429,800	446,000
46	251,200	288,400	335,700	369,400	411,400	430,600	446,900
47	253,000	290,200	337,300	370,600	412,300	431,400	447,800
48	254,800	292,000	338,900	371,800	413,200	432,200	448,700
49	256,500	293,800	340,400	373,000	414,000	432,900	449,600
50	258,300	295,600	341,600	373,800	414,900	433,700	450,500
51	260,000	297,400	342,800	374,600	415,800	434,500	451,400
52	261,700	299,200	344,000	375,400	416,700	435,300	452,300
53	263,400	301,000	345,300	376,200	417,500	436,000	453,200
54	265,100	302,700	346,500	377,000	418,200	436,800	454,100
55	266,700	304,500	347,700	377,800	418,900	437,600	455,000
56	268,300	306,300	348,900	378,600	419,600	438,400	455,900
57	270,000	308,000	350,300	379,300	420,500	439,100	456,800
58	271,700	309,800	351,500	380,000	421,200	439,900	457,700
59	273,400	311,600	352,700	380,800	421,900	440,700	458,600
60	275,100	313,400	353,900	381,600	422,600	441,500	459,500
61	276,800	315,200	355,000	382,300	423,500	442,200	460,300
62	278,500	316,900	355,900	383,100	424,200	443,000	461,100
63	280,200	318,600	356,800	383,900	424,900	443,800	461,900
64	281,900	320,300	357,700	384,700	425,600	444,600	462,700
65	283,800	322,100	358,800	385,400	426,500	445,300	463,500
66	285,400	323,800	359,600	386,200	427,200	446,100	464,300
67	287,100	325,500	360,400	387,000	427,900	446,900	465,100
68	288,800	327,200	361,200	387,800	428,600	447,700	465,900
69	290,400	328,800	362,200	388,500	429,500	448,200	466,800
70	292,000	330,100	362,900	389,300	430,200	448,900	
71	293,600	331,500	363,600	390,100	430,900	449,600	
72	295,200	332,900	364,300	390,900	431,600	450,300	
73	297,000	334,200	365,100	391,600	432,500	451,000	
74	298,600	335,600	365,800	392,300	433,200		
75	300,200	337,000	366,500	393,000	433,900		
76	301,800	338,400	367,200	393,700	434,600		
77	303,300	339,900	368,100	394,500	435,300		
78	304,900	341,200	368,800	395,200	436,000		
79	306,500	342,500	369,500	395,900	436,700		
80	308,100	343,800	370,200	396,600	437,400		
81	309,800	345,100	371,100	397,500	438,300		
82	311,300	346,200	371,800	398,200			
83	312,800	347,300	372,500	398,900			
84	314,200	348,400	373,200	399,600			

85	315,600	349,500	374,100	400,500
86	316,900	350,300	374,800	401,200
87	318,200	351,100	375,500	401,900
88	319,500	351,900	376,200	402,600
89	320,700	352,800	377,100	403,400
90	321,900	353,500	377,800	404,100
91	323,100	354,200	378,500	404,800
92	324,300	354,900	379,200	405,500
93	325,400	355,700	380,000	406,300
94	326,600	356,400	380,700	407,000
95	327,800	357,100	381,400	407,700
96	329,000	357,800	382,100	408,400
97	330,400	358,600	382,900	409,200
98	331,600	359,300	383,600	409,900
99	332,800	360,000	384,300	410,600
100	334,000	360,700	385,000	411,300
101	335,100	361,500	385,800	411,900
102	336,200	362,200	386,500	412,600
103	337,300	362,900	387,200	413,300
104	338,400	363,600	387,900	414,000
105	339,500	364,400	388,700	414,800
106	340,500	365,100	389,400	
107	341,500	365,800	390,100	
108	342,500	366,500	390,800	
109	343,500	367,300	391,500	
110	344,400	368,000	392,200	
111	345,300	368,700	392,900	
112	346,200	369,400	393,600	
113	347,100	370,200	394,000	
114	348,000	370,900	394,600	
115	348,900	371,600	395,200	
116	349,800	372,300	395,800	
117	350,800	373,100	396,300	
118	351,700	373,800	396,800	
119	352,600	374,500	397,300	
120	353,500	375,200	397,800	
121	354,500	376,000	398,500	
122	355,400	376,700	399,000	
123	356,300	377,400	399,500	
124	357,200	378,100	400,000	
125	358,000	378,900	400,700	
126	358,800	379,600	401,200	
127	359,600	380,300	401,700	
128	360,400	381,000	402,200	

	129	361,100	381,800	402,900				
	130	361,800	382,500					
	131	362,500	383,200					
	132	363,200	383,900					
	133	363,900	384,600					
	134	364,600	385,300					
	135	365,300	386,000					
	136	366,000	386,700					
	137	366,700	387,400					
	138	367,400						
	139	368,100						
	140	368,800						
	141	369,500						
	142	370,200						
	143	370,900						
	144	371,600						
	145	372,300						
再任用 職員		234,500	263,500	268,600	278,800	306,900	348,100	378,700

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

職員給与関係	頁
令和2年職員給与実態調査の概要	55
第1表 給料表適用人員	56
第2表 給料表適用人員の推移	56
第3表 平均給与月額の推移	57
第4表 給料表別給与額等	58
第5表 給料表別・級別給料の月額等	60
第6表 給料表別・級別・号俸別人員	62
第7表 給料表別・級別・年齢別人員	78
第8表 給料表別・級別・経験年数別人員	80
第9表 給料表別・学歴別・性別人員構成	82
第10表 給料の特別調整額の支給状況	83
第11表 扶養手当の支給状況	84
第12表 住居手当の支給状況	85
第13表 通勤手当の支給状況	85
第14表 再任用職員の給料表別・級別人員	86
民間給与関係	
令和2年職種別民間給与実態調査の概要	87
第15表 産業別・企業規模別調査事業所数	89
第16表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	89
第17表 職種別給与額等	90
第18表 賞与の配分状況	94

国及び他の政令指定都市の職員の給与

第 19 表 国家公務員の平均給与月額等 95

第 20 表 政令指定都市職員の平均給与月額等 96

労働経済指標

第 21 表 労働経済指標 98

職員給与関係

令和2年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するに当たっての基礎資料を得るため、令和2年4月1日を基準日として、職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、消防職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、医療職給料表（一）及び医療職給料表（二））の適用を受ける職員を対象とした。ただし、無給休職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員等は、調査の対象としていない。

3 調査の内容

給料表適用人員、給与額、経験年数、年齢、学歴等について調査した。

第1表 給料表適用人員

給料表 部局名	行政職	消防職	教育職(一)	教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
	人	人	人	人	人	人	人
市長部局	4,501	13			15	10	4,539
消防局	9	1,083					1,092
教育委員会	402						402
高等学校	15		221				236
特別支援学校	4		80				84
中等教育学校	3		57	1			61
小・中学校	227			4,348			4,575
幼稚園				2			2
その他	87						87
計	5,248	1,096	358	4,351	15	10	11,078

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第13表まで同じ。)

第2表 給料表適用人員の推移

年月 項目	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月
人員	6,280人	10,819人	10,821人	11,063人	11,078人
指数	100.0	172.3	172.3	176.2	176.4
対前年増減数 (同増減率)	△10 (△0.2%)	+4,539 (+72.3%)	+2 (+0.0%)	+242 (+2.2%)	+15 (+0.1%)

(注) 1 指数については、平成28年4月の人員数を100としている。

2 平成29年4月から、県費負担給与職員の給与負担等の権限が本市に移譲されたことに伴い、市立小学校及び中学校等の教職員が新たに対象となっている。

第3表 平均給与月額の推移

その1 給料表適用職員

年月 種目	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月
	円	円	円	円	円
給料	333,038	346,579	344,334	340,759	339,351
扶養手当	8,894	7,743	7,819	7,735	7,611
地域手当	21,300	21,792	21,681	21,463	21,385
計	363,232	376,114	373,834	369,957	368,347

(注) 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

その2 行政職給料表適用職員

年月 種目	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月
	円	円	円	円	円
給料	329,992	326,903	325,452	324,316	325,216
扶養手当	7,475	7,160	7,195	7,194	7,164
地域手当	20,967	20,702	20,616	20,560	20,625
計	358,434	354,765	353,263	352,070	353,005

(注) 「給料」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

第4表 給料表別給与額等

給料表 給与額等		行政職	消防職	教育職(一)
職員数		5,248 人	1,096 人	358 人
扶養親族を有する職員数		1,942 人	716 人	173 人
扶養親族数		3,705 人	1,554 人	341 人
給料総額		1,706,731,800 円	348,325,000 円	140,611,864 円
扶養手当総額		37,598,500 円	15,226,000 円	3,566,500 円
給料の特別調整額総額		52,970,700 円	6,892,100 円	1,023,500 円
地域手当総額		108,237,624 円	22,309,914 円	8,711,949 円
住居手当総額		42,270,500 円	7,675,400 円	2,408,000 円
その他		790,000 円	108,000 円	4,511,200 円
給与総額		1,948,599,124 円	400,536,414 円	160,833,013 円
職員一人当たり平均	給料額	325,216 円	317,815 円	392,771 円
	扶養手当額	7,164 円	13,892 円	9,962 円
	給料の特別調整額	10,094 円	6,288 円	2,859 円
	地域手当額	20,625 円	20,356 円	24,335 円
	住居手当額	8,055 円	7,003 円	6,726 円
	その他	151 円	99 円	12,601 円
	給与額	371,305 円	365,453 円	449,254 円
平均経験年数		19.6 年	18.5 年	23.3 年
平均修学年数		14.8 年	14.0 年	15.9 年
平均年齢		41.6 歳	39.4 歳	46.2 歳

- (注) 1 「給料額」には、給料表切替えに伴う経過措置額を含む(第5表における「給料」について同じ。)
 2 消防職の「給料額」には、給料の調整額を含む(第5表における「給料」について同じ。)
 3 教育職(一)及び教育職(二)の「給料額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む(第5表における
 4 「その他」は、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時

教育職(二)	医療職(一)	医療職(二)	計
4,351 人	15 人	10 人	11,078 人
1,431 人	8 人	3 人	4,273 人
2,669 人	11 人	9 人	8,289 人
1,552,248,729 円	7,641,000 円	3,772,100 円	3,759,330,493 円
27,694,000 円	109,500 円	120,000 円	84,314,500 円
19,407,700 円	1,325,900 円	0 円	81,619,900 円
95,959,223 円	1,452,224 円	233,526 円	236,904,460 円
29,399,100 円	55,200 円	55,200 円	81,863,400 円
24,452,200 円	1,521,300 円	0 円	31,382,700 円
1,749,160,952 円	12,105,124 円	4,180,826 円	4,275,415,453 円
356,757 円	509,400 円	377,210 円	339,351 円
6,365 円	7,300 円	12,000 円	7,611 円
4,461 円	88,393 円	0 円	7,368 円
22,055 円	96,815 円	23,353 円	21,385 円
6,757 円	3,680 円	5,520 円	7,390 円
5,620 円	101,420 円	0 円	2,833 円
402,015 円	807,008 円	418,083 円	385,938 円
18.8 年	28.0 年	28.7 年	19.3 年
16.0 年	18.0 年	14.6 年	15.2 年
41.8 歳	52.4 歳	51.7 歳	41.6 歳

「給料」について同じ。)
制通信教育手当である。

第5表 給料表別・級別給料の月額等

行政職給料表							消防職		
区分	人員	1人当たり平均				区分	人員	給料	
		給料	年齢	経験年数	修学年数				
	人	円	歳	年	年		人	円	
級	1	1,915	231,742	29.7	7.2	15.3	1	399	233,978
	2	916	330,460	41.4	19.7	14.6	2	363	336,690
	3	1,388	377,824	50.4	29.0	14.2	3	208	380,784
	4	393	396,655	50.0	27.8	14.9	4	40	397,378
	5	362	423,725	52.9	30.7	15.0	5	54	425,306
	6	139	445,314	53.5	31.1	15.3	6	18	446,600
	7	109	472,786	54.9	32.5	15.5	7	13	472,492
	8	26	504,500	56.2	33.3	15.8	8	1	503,500
	計	5,248	325,216	41.6	19.6	14.8	計	1,096	317,815

教育職給料表(二)							医療職		
区分	人員	1人当たり平均				区分	人員	給料	
		給料	年齢	経験年数	修学年数				
	人	円	歳	年	年		人	円	
級	1	0	—	—	—	—	1	0	—
	2	3,908	347,805	40.4	17.4	16.0	2	8	478,613
	特2	68	425,774	50.9	28.0	16.0	3	6	536,783
	3	192	427,745	52.8	29.9	16.0	4	0	—
	4	183	447,790	57.0	34.2	16.0	5	1	591,400
	計	4,351	356,757	41.8	18.8	16.0	計	15	509,400

給料表			教育職給料表(一)						
1人当たり平均			区分	人員	1人当たり平均				
年齢	経験年数	修学年数			給料	年齢	経験年数	修学年数	
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年	
27.7	6.4	14.5		1	3	279,275	35.1	11.1	16.0
41.2	20.3	13.6		2	332	389,331	45.8	22.8	15.9
51.0	30.7	13.5		特2	6	448,093	53.0	30.2	16.0
49.9	28.8	14.2		3	11	453,127	52.3	29.4	16.0
53.1	32.8	14.1		4	6	473,867	57.4	34.6	16.0
53.8	33.4	13.8							
55.8	34.2	14.8							
59.2	41.2	12.0							
39.4	18.5	14.0		計	358	392,771	46.2	23.3	15.9

給料表(一)			医療職給料表(二)						
1人当たり平均			区分	人員	1人当たり平均				
年齢	経験年数	修学年数			給料	年齢	経験年数	修学年数	
歳	年	年	級	人	円	歳	年	年	
—	—	—		1	0	—	—	—	—
47.3	23.1	18.0		2	4	342,575	46.8	21.8	14.5
57.4	33.0	18.0		3	4	392,450	54.0	33.1	14.5
—	—	—		4	2	416,000	56.9	33.6	15.0
63.7	37.3	18.0		5	0	—	—	—	—
				6	0	—	—	—	—
				7	0	—	—	—	—
52.4	28.0	18.0		計	10	377,210	51.7	28.7	14.6

第6表 給料表別・級別・号俸別人員

その1 行政職給料表(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

適用者総数 5,248人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5	16							
6								
7					1			
8	7							
9	4							
10		1	1					
11	3	1						
12	8	2						
13	5	26	3					
14	6	1	1					
15	12		2					
16	12	5						
17	1	5	2					
18	8	2						
19	3	4	1					
20	6	1	2					
21	3	15	3					
22	9	8	2					
23	17	6	4					
24	10	8	3					
25	70	6	4	1				
26	28	18	2					
27	9	15	4		1			1
28	67	10	6				1	
29	16	12	9	1				
30	38	11	2	1				
31	7	17	2					
32	79	11	2					
33	18	8	6	1				
34	35	4	6	1				
35	12	10	6	4				
36	89	6	5	4			1	
37	20	12	9	6				
38	34	18	8	2	4			
39	21	14	9	1	2		1	1
40	65	15	8	1				
41	19	19	7	5	2	1		1
42	33	12	5	2	3		2	1
43	29	18	6	4	2		2	
44	67	14	3	4	2	1	3	
45	34	14	11	5	1		2	2
46	43	17	9	1	1		1	2
47	24	14	11	6	5		3	3
48	69	13	8	6	4	2	2	
49	23	17	12	6	9	6	6	1
50	32	17	8	3	4	3	6	
51	19	15	5	4	5	2	4	5
52	61	24	8	4	14	1	6	3
53	35	16	14	3	11	3	6	2
54	23	22	13	1	14	4	11	1
55	34	8	18	3	9		6	1
56	38	18	28	9	17	7	4	
57	72	16	44	4	18	4	7	1
58	19	15	38	4	12	6	4	
59	36	12	32	6	9	5	3	
60	43	20	12	6	11	5	5	

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
61	31	12	18	6	16	1		
62	21	11	26	6	20	2	1	
63	40	12	18	2	21	4	2	
64	26	21	30	13	15	2	1	1
65	42	12	32	7	16	2	3	
66	23	31	38	8	13	3	3	
67	22	10	33	6	16	4	3	
68	27	17	21	6	13	6	2	
69	22	17	21	3	8	2	1	
70	14	19	14	5	5	5	1	
71	18	18	22	4	3	11	1	
72	22	17	27	4	2	4	1	
73	24	26	19	8	2	2	4	
74	9	30	13	4	3	8		
75	15	8	8	4	5	3		
76	5	6	24	3	3	5		
77	9	18	12	8	4	25		
78	9	10	21	4	3			
79	6	11	11	11	3			
80	5	8	6	7	6			
81		7	12	2				
82	7	1	15	9	5			
83	5		6	8	1			
84	7	1	12	8	2			
85	1		12	18	16			
86	2		16	9				
87	1		12	15				
88			15	8				
89	1		19	16				
90	2		20	5				
91			32	5				
92	1		20	5				
93			25	8				
94			48	2				
95			76	2				
96			53	3				
97	7		40	1				
98			30	4				
99			26					
100			24	3				
101			4	1				
102			2	5				
103			4	2				
104			2					
105			2	26				
106			1					
107			5					
108			3					
109			1					
110			1					
111			1					
112								
113			3					
114			1					
115			2					
116			2					
117			23					
計	1,915	916	1,388	393	362	139	109	26

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示す(以下その6まで同じ。)

その2 消防職給料表(消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 1,096人

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3		1						
4								
5	5							
6		1						
7								
8	3							
9								
10	2	1						
11	3							
12	4	2						
13	3							
14	2	1	1					
15	2	1						
16	2	1						
17								
18	3	1						
19	1	2						
20	8	1	1					
21	19	1						
22	2	2						
23	5	4						
24	19	5	1					
25		2						
26	9	1						
27	1	2	1					
28	29	1						
29		1	2					
30	12	2	2					
31	2	5	1					
32	25	7		2				
33	3	3	2					
34	8	4	1		1			
35	1	4	1					
36	26	3						
37	6	4						
38	8	11					1	
39	3	6			1			1
40	10	8						
41	3	5	1	1	1		2	
42	7	4	2		1			
43	7	6	1					
44	14	9	1				1	
45	2		1	1	2		2	
46	9	10	2		1	1	1	
47	1	5	5		1			
48	11	7	1	2	2		2	
49	4	7	2	2	2	1	1	
50	6	3	3		5			
51	2	8	4	1			1	
52	3	3	3					
53	4	9	2		1		1	
54	1	4	5	1	3	1		
55	13	3	1		4	2		
56	6	3	4		7			
57	3	9	7		1		1	
58	3	4	12	2	2	1		
59	3	7	4		3	1		
60	5		5	1	5	2		

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
61	7	6	3			2		
62	6	3	4	1	3	3		
63	7	3	5		2			
64	5	5	7	1				
65	3	5	4	4		1		
66	2	4	1	1				
67	10		4		1	1		
68	5	3	4	1	2			
69	2	7	2	2	1	2		
70	4	2	6	1				
71	3	10	3	1				
72	3	4	7	1	1			
73	4	14	5	1	1			
74	2	7	3					
75	1	8	2	3				
76		13						
77		4	3	1				
78	1	11	2	3				
79		4	2					
80	1	8	1					
81		4	4	1				
82		4	1	1				
83		3	2	1				
84		5	5					
85		3	5	2				
86		10	3					
87		3	7					
88		8	9					
89		4	3					
90		4	2					
91			8					
92			2	1				
93			3					
94			3					
95								
96			1					
97			1					
98			2					
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	399	363	208	40	54	18	13	1

その3 教育職給料表(一) (高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 358人

号俸	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			2			
8						
9						
10			2			
11						
12						
13			1			
14			4			
15			2			
16			2			
17						
18						
19			3			
20			3			
21			1			
22			3			
23			3			
24			1			
25			2			1
26			2			
27			3			
28			1			
29			3			
30			2			
31			1			
32						
33						
34			1			
35			2			
36			1			
37			1			
38			1			
39		1				1
40						
41						4
42						
43						
44			2			
45			2			
46			2			
47			3			
48						
49			1			
50			1			
51			1			
52			1			
53			1			
54			1			
55			7		1	
56			4			
57						
58						
59			1			
60						

号俸	級	1	2	特2	3	4
61						
62			2		1	
63			2		1	
64			2		1	
65						
66			1			
67			2			
68			1			
69			1			
70			2		1	
71						
72						
73			2		1	
74			2		2	
75			5			
76			2			
77						
78						
79						
80			2			
81					3	
82	1		1			
83						
84			2			
85			6			
86			1			
87	1		2			
88			1	1		
89						
90						
91			1			
92			2			
93						
94			3			
95			1			
96			2			
97			2	1		
98			1			
99			1			
100			6			
101			4			
102			3	1		
103						
104			2			
105			5			
106			3			
107				1		
108			3			
109			2			
110			3	1		
111			3			
112			4			
113			3	1		
114			4			
115						
116			5			
117			1			
118			4			
119			1			
120			5			

号俸 \ 級	1	2	特2	3	4
121			3		
122			3		
123			1		
124			1		
125					
126			1		
127			1		
128			3		
129			5		
130			5		
131			1		
132			2		
133			1		
134			5		
135			4		
136			4		
137			5		
138			6		
139			5		
140			3		
141			10		
142			9		
143			4		
144			3		
145			4		
146			4		
147			3		
148			4		
149			1		
150			3		
151					
152					
153					
154			1		
155			3		
156					
157			1		
158					
159			1		
160			2		
161					
162					
163			1		
164					
165			32		
計	3	332	6	11	6

その4 教育職給料表(二) (幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用)

適用者総数 4,351人

号俸	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19			116			
20						
21						
22			105			
23			15			
24			28			
25			3			
26			87			
27			7			
28			26			
29			8			
30			96			1
31			36			35
32			19			1
33			11			1
34			35			2
35			62			27
36			11			8
37			23			17
38			24			17
39			57			7
40			5			8
41			29			59
42			32			
43			48			
44			20			
45			20			
46			49			
47			16			
48			9			
49			15			
50			23			
51			29			
52			68			
53			13			
54			33			
55			29			
56			51			
57			17			
58			49			
59			55			
60			29			

号俸	級	1	2	特2	3	4
61			30			
62			45			
63			29			
64			29			
65			40			
66			24	1		
67			12			
68			9	1	1	
69			26			
70			16		2	
71			44			
72			21		3	
73			30	1	1	
74			13	1	2	
75			25		2	
76			19		2	
77			30		2	
78			18		1	
79			43		1	
80			15	3	4	
81			24		3	
82			21		2	
83			25			
84			20	1	5	
85			26		21	
86			18	1	1	
87			29	2	1	
88			23	1	4	
89			34	1	11	
90			18	1	2	
91			32	2	5	
92			13		13	
93			24	2	5	
94			15	2	6	
95			26		8	
96			16		3	
97			5	1	81	
98			4			
99			16	1		
100			11			
101			15			
102			18			
103			4	1		
104			17			
105			10	1		
106			13	1		
107			9	2		
108			8	2		
109			17			
110			18			
111			14			
112			13	1		
113			5	8		
114			15			
115			15			
116			10			
117			9	2		
118			17			
119			5	3		
120			25			

号俸	級	1	2	特2	3	4
121			11	25		
122			16			
123			13			
124			5			
125			18			
126			5			
127			13			
128			6			
129			8			
130			6			
131			6			
132			5			
133			4			
134			7			
135			17			
136			1			
137			12			
138						
139			16			
140			3			
141			7			
142			6			
143			5			
144			5			
145			5			
146			9			
147			5			
148			5			
149			2			
150			2			
151			11			
152			2			
153			5			
154			4			
155			15			
156			3			
157			7			
158			8			
159			3			
160			14			
161			7			
162			8			
163			16			
164			4			
165			14			
166						
167			8			
168			4			
169			17			
170			15			
171			11			
172			33			
173			893			
計		0	3,908	68	192	183

その5 医療職給料表(一) (保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 15人

号俸 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15			1		
16					
17					
18					
19					
20			1		
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50			1		
51					
52			1		
53					
54					
55					
56					
57					
58			1		
59					
60					1

号俸 \ 級	1	2	3	4	5
61					
62			1		
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71		1			
72					
73					
74					
75			1		
76					
77					
78					
79					
80					
81		1	1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90		1	1		
91					
92			1		
93					
94					
95					
96					
97			1		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
計	0	8	6	0	1

その6 医療職給料表(二) (保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用)

適用者総数 10人

号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							

号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
61							
62		1					
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77		1					
78							
79							
80							
81		1					
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94			1				
95							
96					1		
97							
98							
99							
100				1			
101							
102							
103							
104							
105					1		
106							
107							
108		1					
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119			1				
120			1				

号俸 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
計	0	4	4	2	0	0	0

第7表 給料表別・級別・年齢別人員

給料表 級	年齢																						
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38		
行政職	1	10	13	19	30	87	110	126	143	121	140	139	127	133	137	121	103	87	60	53	38	22	
	2														23	27	23	23	28	34	52	48	
	3															1	7	5	7	15	22	27	
	4																				2	3	
	5													1									
	6																						
	7																						
	8																						
	計	10	13	19	30	87	110	126	143	121	140	139	127	134	160	149	133	115	95	102	114	100	
消防職	1	2	6	10	7	27	30	34	37	41	31	36	20	22	13	16	24	21	17	2	2	1	
	2										1	3	1	3	11	5	14	8	10	27	11	35	
	3																1		2	1	4	3	
	4																					1	
	5																						
	6																						
	7																						
	8																						
	計	2	6	10	7	27	30	34	37	41	32	39	21	25	24	21	39	29	29	30	17	40	
教育職(一)	1									1												1	
	2					2	2	8	3	7	10	6	3	3	7	5	3	4	4	5	3	7	
	特2																						
	3																						
	計					2	2	8	3	8	10	6	3	3	7	5	3	4	4	5	3	8	
教育職(二)	1																						
	2					93	132	140	145	135	116	98	106	132	134	125	97	114	99	88	105	92	
	特2																						
	3																						
	計					93	132	140	145	135	116	98	106	132	134	125	97	114	99	88	105	92	
医療職(一)	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	計																					1	
医療職(二)	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
	5																						
	6																						
	7																						
	計																						
総計	12	19	29	37	209	274	308	328	305	298	282	257	294	325	300	272	262	228	225	239	240		

(単位:人、歳)

39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 以上	計	平均 年齢
20	10	12	7	8	2	7	2	3	3	2	1	4	4	1		1		1	3	2	3	1,915	29.7
64	60	80	71	73	66	76	94	65	7			1		1								916	41.4
19	30	20	28	39	43	39	40	59	114	118	101	62	89	53	74	75	80	79	77	65		1,388	50.4
11	8	6	11	17	18	17	33	18	25	28	17	20	27	25	20	18	21	17	20	11		393	50.0
1		1	3	8	14	12	11	16	14	22	19	21	26	28	22	26	23	32	24	38		362	52.9
					1	6	7	10	3	6	8	6	12	7	9	13	22	8	9	12		139	53.5
			1	1				1	3	6	3	4	8	6	14	17	11	15	10	9		109	54.9
	1														2	7	4	4	6	2		26	56.2
115	109	119	121	146	144	157	187	172	169	182	149	118	166	121	141	157	161	156	149	139	3	5,248	41.6
																						399	27.7
21	27	13	16	20	37	30	23	21	23	3												363	41.2
5	3	3	4	3	7	6	2	2	4	26	16	15	17	17	7	12	10	15	10	13		208	51.0
	1	2	3	1	1	1	3	2	1	5	3	1	2	4		1	1	2	3	2		40	49.9
			1	1		2	1	1	3	3	2	7	5	3	5	4	3	4	7	2		54	53.1
							1		2		1		2	2	3	1	4		2			18	53.8
											1		1	2	2	1	1	2		3		13	55.8
																				1		1	59.2
26	31	18	24	25	45	39	30	26	33	37	23	23	27	28	17	19	19	23	22	21		1,096	39.4
	1																					3	35.1
7	8	8	7	9	7	9	12	15	15	16	10	11	12	11	13	23	16	15	12	14		332	45.8
											1	1	2	1					1			6	53.0
								1	1		1	1	1	4	1	1						11	52.3
																1	2	1		2		6	57.4
7	9	8	7	9	7	9	12	16	16	16	12	13	15	16	14	25	18	16	13	16		358	46.2
																						0	—
94	95	84	59	67	68	66	72	86	70	68	74	79	105	110	119	142	125	125	132	116	1	3,908	40.4
		2		1	3	4	7	2	3	7	6	7	6	4	1	2	3	5	2	3		68	50.9
						1	5	11	9	16	12	23	26	19	16	20	13	9	6	6		192	52.8
												3	8	8	15	19	22	33	34	40	1	183	57.0
94	95	86	59	68	71	71	84	99	82	91	92	112	145	141	151	183	163	172	174	165	2	4,351	41.8
																						0	—
	1			1		1		1			1				1						1	8	47.3
													1	1	1				1		2	6	57.4
																						0	—
																					1	1	63.7
	1			1		1		1			1		1	1	2				1		4	15	52.4
																						0	—
					1		1	1	1													4	46.8
											1		1				1	1				4	54.0
																	1	1				2	56.9
																						0	—
																						0	—
																						0	—
					1		1	1	1		1		1				2	2				10	51.7
242	245	231	211	249	268	277	314	315	301	326	278	266	355	307	325	384	363	369	359	341	9	11,078	41.6

第8表 給料表別・級別・経験年数別人員

給料表	級	経験年数																					
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
行政職	1	100	116	135	168	141	156	139	147	161	154	118	103	88	51	36	16	21	7	16	12	8	
	2							1		3	35	29	36	28	24	42	56	44	49	51	34	49	
	3										2	8	10	13	19	24	26	24	39	23	21	29	
	4															1	4	13	14	13	11	15	
	5								1									1	1	3	4	8	
	6																						
	7																					1	
	8																			1			
	計		100	116	135	168	141	156	140	148	164	191	155	149	129	94	103	102	103	111	106	83	109
消防職	1	24	27	37	34	41	24	40	28	40	20	17	23	14	10	7	8	4	1				
	2						1	3	2	2	8	7	7	10	19	24	15	17	27	21	15	16	
	3											1	1	2	2	3	2	4	3	5	1	2	
	4																1	1		1	2	3	
	5																						
	6																						
	7																						
	8																						
	計		24	27	37	34	41	25	43	30	42	28	25	31	26	31	34	26	26	31	27	18	21
教育職(一)	1				1											1	1						
	2	2	3	9	6	9	9	3	3	5	5	4	6	3	3	6	7	8	7	6	7	6	
	特2																						
	3																						
	4																						
計		2	3	9	7	9	9	3	3	5	5	4	6	3	3	7	8	8	7	6	7	6	
教育職(二)	1																						
	2	114	152	142	153	139	105	105	135	135	138	127	104	109	99	108	103	106	79	87	76	76	
	特2																			1	2	1	
	3																						
	4																						
計		114	152	142	153	139	105	105	135	135	138	127	104	109	99	108	103	106	79	88	78	77	
医療職(一)	1																						
	2												1			2							
	3																						
	4																						
	5																						
	計												1			2							
医療職(二)	1																						
	2																			1		1	
	3																						
	4																						
	5																						
	6																						
	7																						
	計																			1			1
総計		240	298	323	362	330	295	291	316	346	362	311	291	267	227	254	239	243	229	227	186	214	

(単位:人、年)

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41以上	計	平均 経験 年数
4	4	3	2	1	1	1	1	3	1	1											1,915	7.2
63	47	67	67	62	38	45	27	16	2			1									916	19.7
31	30	29	26	38	51	63	79	99	80	94	82	53	50	34	52	66	64	57	40	32	1,388	29.0
12	19	23	19	15	13	25	26	14	17	16	17	18	13	14	11	19	11	6	10	4	393	27.8
18	7	11	16	21	13	12	22	20	26	18	18	21	19	12	13	18	15	20	9	15	362	30.7
2	5	4	10	9	1	10	8	4	12	9	18	5	8	6	6	6	4	4	2	6	139	31.1
1			1	2	4	6	3	9	6	11	18	6	8	10	4	8	3	6	1	1	109	32.5
								1		1	7	2	6	2	5			1			26	33.3
131	112	137	141	148	121	162	166	166	144	150	160	106	104	78	91	117	97	94	62	58	5,248	19.6
																					399	6.4
20	6	16	9	20	29	23	17	18	10	1											363	20.3
4	3	2	1	4	9	10	10	13	8	16	16	4	16	14	5	8	10	10	11	8	208	30.7
	1			3	4	3	3	1	1	1	3	2	2	2			1	3	1	1	40	28.8
	1	2	1	2	3	2			1	6	4	9	8	3	3			3	5	1	54	32.8
		1	1		1	1			1			1	3	3	2		2		2		18	33.4
							1	1	2	1	1	1	1	1			1	1		2	13	34.2
																				1	1	41.2
24	11	21	12	29	46	39	31	33	23	25	24	17	30	23	10	8	14	17	19	13	1,096	18.5
																					3	11.1
11	9	12	15	17	10	11	12	10	14	13	19	24	11	9	12	5			1		332	22.8
						1	2	1	1						1						6	30.2
				2		1		1	5	1		1									11	29.4
											1	1	2	1	1						6	34.6
11	9	12	15	19	10	13	14	12	20	14	20	26	13	10	14	5			1		358	23.3
																					0	—
64	60	79	62	72	69	63	72	86	135	102	133	112	125	133	85	60	1	2		1	3,908	17.4
4	5	4	2	1	6	9	4	8	4	2		4	2	6	2	1					68	28.0
	5	3	7	13	12	13	11	33	24	15	21	11	8	9	6	1					192	29.9
							3	2	14	13	18	18	25	39	36	15					183	34.2
68	70	86	71	86	87	85	90	129	177	132	172	145	160	187	129	77	1	2		1	4,351	18.8
																					0	—
	1	1					1				1						1				8	23.1
						1		1	1				1				1	1			6	33.0
																					0	—
																1					1	37.3
	1	1				1	1	1	1		1		1			1	2	1			15	28.0
																					0	—
		1			1																4	21.8
								1	1						1	1					4	33.1
											1			1							2	33.6
																					0	—
																					0	—
																					0	—
		1			1			1	1		1			1	1	1					10	28.7
234	203	258	239	282	265	300	302	342	366	321	378	294	308	299	245	209	114	114	82	72	11,078	19.3

第9表 給料表別・学歴別・性別人員構成

学歴別 給料表 ・性別		学 歴 別 人 員 構 成								性別人員構成	
		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒			
		人員	率	人員	率	人員	率	人員	率	人員	率
全	男	4,709	76.3	134	2.2	1,325	21.5	5	0.1	6,173	55.7
	女	3,814	77.8	668	13.6	421	8.6	2	0.0	4,905	44.3
	計	8,523	76.9	802	7.2	1,746	15.8	7	0.1	11,078	100.0
行政職	男	1,900	67.7	113	4.0	790	28.2	3	0.1	2,806	53.5
	女	1,455	59.6	579	23.7	406	16.6	2	0.1	2,442	46.5
	計	3,355	63.9	692	13.2	1,196	22.8	5	0.1	5,248	100.0
消防職	男	520	48.8	13	1.2	530	49.8	2	0.2	1,065	97.2
	女	15	48.4	2	6.5	14	45.2	0	0.0	31	2.8
	計	535	48.8	15	1.4	544	49.6	2	0.2	1,096	100.0
教育職(一)	男	236	97.1	2	0.8	5	2.1	0	0.0	243	67.9
	女	112	97.4	3	2.6	0	0.0	0	0.0	115	32.1
	計	348	97.2	5	1.4	5	1.4	0	0.0	358	100.0
教育職(二)	男	2,047	99.7	6	0.3	0	0.0	0	0.0	2,053	47.2
	女	2,220	96.6	77	3.4	1	0.0	0	0.0	2,298	52.8
	計	4,267	98.1	83	1.9	1	0.0	0	0.0	4,351	100.0
医療職(一)	男	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	40.0
	女	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	60.0
	計	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	100.0
医療職(二)	男	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	女	3	30.0	7	70.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0
	計	3	30.0	7	70.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0

(注)1 学歴は、給与決定上の学歴である。

2 端数処理の関係上、学歴別人員構成の率の欄の合計が100%とならない場合がある。

第10表 給料の特別調整額の支給状況

区分 受給職員	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	計	受給職員 1人あたり 平均手当額
給料表 適用職員	人 25	人 33	人 74	人 377	人 234	人 184	人 202	人 1,129	円 72,294
行政職 給料表 適用職員	24	31	60	337	184	0	0	636	83,287

(注) 各区分に該当する職は以下のとおりである。

- 1種・・・危機管理監、局長、区長等
- 2種・・・理事、次長、副区長等
- 3種・・・部長等
- 4種・・・参事、課長等
- 5種・・・主幹、高等学校長、中等教育学校長、特別支援学校長等
- 6種・・・小中学校校長、高等学校副校長、幼稚園長
- 7種・・・高等学校教頭、中等教育学校教頭、特別支援学校教頭、
小中学校教頭、幼稚園副園長

第11表 扶養手当の支給状況

その1 受給職員数及び平均扶養親族数

区分 受給職員	受給職員数					受給職員1人 当たり平均 扶養親族数
	受給職員数	扶養親族 1人	扶養親族 2人	扶養親族 3人	扶養親族 4人以上	
給料表 適用職員	人 4,273	人 1,646	人 1,494	人 909	人 224	人 1.94
行政職 給料表 適用職員	人 1,942	770	677	408	87	1.91

(注)「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう(その2において同じ。)

その2 扶養親族数及び平均手当月額

区分 受給職員	扶養親族数	平均手当月額				受給職員1人 当たり平均 手当月額
		配偶者 6,500円	子 10,000円	うち特定 期間にある子 +5,000円	左記以外の 扶養親族 6,500円	
給料表 適用職員	人 8,289	人 1,978	人 6,036	人 1,862	人 275	円 19,732
行政職 給料表 適用職員	人 3,705	885	2,666	837	154	19,361

(注)「特定期間にある子」とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第12表 住居手当の支給状況

区分 住居の種類及び手当額		受給職員数		受給職員1人当たり平均手当月額	
		給料表適用職員	行政職給料表適用職員	給料表適用職員	行政職給料表適用職員
借家・借間	6,600円未満	人 0	人 0	円 26,911	円 26,975
	6,600円以上10,600円未満	0	0		
	10,600円以上27,600円未満	566	260		
	27,600円	2,476	1,307		
計		3,042	1,567	-	-

第13表 通勤手当の支給状況

区分		受給職員	
		給料表適用職員	行政職給料表適用職員
交通機関等 利用者	受給職員数	3,046 人	2,643 人
	1人当たり平均手当月額	11,823 円	11,910 円
交通用具 使用者	受給職員数	7,026 人	1,764 人
	1人当たり平均手当月額	7,644 円	7,358 円
交通機関等及び 交通用具の 併用者	受給職員数	456 人	428 人
	1人当たり平均手当月額	17,830 円	17,735 円
非該当職員数		550 人	413 人
計		11,078 人	5,248 人

第14表 再任用職員の給料表別・級別人員

給料表	計	級								
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行政職	人 434 (110)	人	人 370 (101)	人	人 46 (6)	人 15 (0)	人 1 (1)	人	人 2 (2)	人
消防職	50 (4)		42 (3)		8 (1)					
教育職(一)	38 (21)		38 (21)							
教育職(二)	150 (150)		150 (150)							
医療職(一)	0									
医療職(二)	3 (0)		3 (0)							

(注) ()内は、フルタイム勤務職員の数(内数)である。

民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を民間の給与と比較検討するに当たっての基礎資料を得るため、仙台市内の民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、宮城県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和2年4月最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の仙台市内における全産業575事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（うち初任給関係12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3(1)に記載した仙台市内の民間事業所を産業、規模等によって15層に層化し、これらの層から160事業所を無作為抽出法によって抽出した。調査の完結した事業所は第15表に示すとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数にのぼる

ときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 調査実人員

調査実人員及び調査職種該当者(母集団)の推定数は、次のとおりである。

調査実人員 5,582人(うち初任給関係職種 406人)

調査職種該当者(母集団) 31,789人(うち初任給関係職種 1,664人)

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元した。

第15表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人～2,999人	500人～999人	100人～499人	50人～99人
産 業 計	事業所 128	事業所 38	事業所 19	事業所 14	事業所 42	事業所 15
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	20	5	3	5	4	3
製 造 業	16	7	2	—	6	1
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	32	7	4	4	10	7
卸 売 業、小 売 業	24	5	6	1	10	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	8	5	—	1	2	—
各種サービス、教育、学習支援業、医療、福祉	28	9	4	3	10	2

(注) 上記のほか、調査実施に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が32事業所あった。

第16表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大 学 卒	200,577	206,094	188,394	186,410
		短 大 卒	175,964	178,918	172,760	162,240
		高 校 卒	165,405	168,064	161,215	162,767
	新卒技術者	大 学 卒	208,640	212,267	198,894	208,100
		短 大 卒	182,451	185,513	176,814	—
		高 校 卒	170,941	172,467	164,219	x
	事務・技術計	大 学 卒	202,963	207,936	191,522	191,833
		短 大 卒	177,835	180,873	174,023	162,240
		高 校 卒	167,274	169,660	162,193	170,086

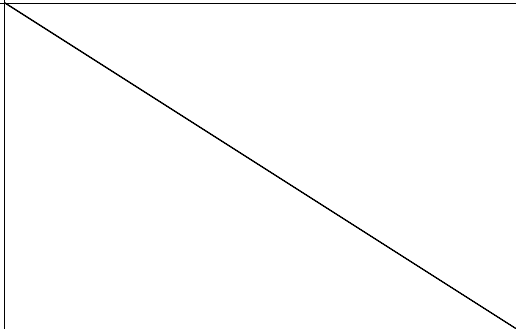
(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当等所定外給与のほか、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、初任給の定めのある事業所について平均したものである。

2 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第17表 職種別給与額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			
			きまって支給する		(a)-(b)	
			給 与 (a)	うち時間外手当(b)		
	人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	19	53.4	771,846	723	771,123
	工 場 長	3	54.8	758,109	0	758,109
	事 務 部 長	151	53.1	695,007	1,349	693,658
	技 術 部 長	57	53.7	680,340	297	680,043
	事 務 部 次 長	55	52.5	683,954	354	683,600
	技 術 部 次 長	33	52.5	741,194	10,130	731,064
	事 務 課 長	485	49.8	599,787	22,510	577,277
	技 術 課 長	205	50.0	606,696	4,066	602,630
	事 務 課 長 代 理	187	46.4	476,021	34,833	441,188
	技 術 課 長 代 理	105	48.7	578,835	44,333	534,502
	事 務 係 長	483	45.1	449,761	43,169	406,592
	技 術 係 長	246	45.6	535,590	85,646	449,944
	事 務 主 任	508	39.2	364,256	29,439	334,817
	技 術 主 任	175	41.4	530,497	105,941	424,556
	事 務 係 員	1,416	35.2	303,889	34,513	269,376
技 術 係 員	827	30.7	356,819	74,719	282,100	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	4	51.7	330,172	11,706	318,466

(注)「中間職(部長－課長間)」、「中間職(課長－係長間)」、「中間職(係長－係員間)」とは、それぞれ()内の役職られる者をいう。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職8級 企業規模100人以上500人未満 行政職7級 企業規模100人未満 行政職6級
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職7級 企業規模100人以上500人未満 行政職6・5 級 企業規模100人未満 行政職5級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	企業規模500人以上 行政職6・5級 企業規模100人以上500人未満 行政職4・3 級 企業規模100人未満 行政職4・3級
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	企業規模500人以上 行政職4・3級 企業規模100人以上500人未満 行政職2級 企業規模100人未満 行政職2級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	行政職4・3級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職4・3級 企業規模100人以上500人未満 行政職2級 企業規模100人未満 行政職2級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等 と認められる主任 中間職(係長－係員間)	企業規模500人以上 行政職2級 企業規模100人以上500人未満 行政職1級 企業規模100人未満 行政職1級
	行政職1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	

の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が()内の役職の間に位置付け

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			
			きまって支給する		(a)-(b)	
			給 与 (a)	うち時間外手当(b)		
	人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	x	x	x	x	x
	大 学 副 学 長	8	58.1	688,204	7,500	680,704
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—
	大 学 教 授	34	51.8	619,490	13,900	605,590
	大 学 准 教 授	23	48.2	529,034	8,965	520,069
	大 学 講 師	7	46.6	471,521	0	471,521
	大 学 助 教	x	x	x	x	x
	高 等 学 校 校 長	x	x	x	x	x
	高 等 学 校 教 頭	5	52.6	547,034	0	547,034
	高 等 学 校 教 諭	58	44.6	441,877	0	441,877
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—
	研 究 部 (課) 長	13	50.4	584,231	9,953	574,278
	研 究 室 (係) 長	15	44.7	515,578	84,794	430,784
	主 任 研 究 員	28	47.5	467,997	82,021	385,976
	研 究 員	23	35.8	370,969	60,544	310,425
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

備	考
<p>構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)</p> <p>2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長</p> <p>構成員3人以上の室(係)の長</p> <p>下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)</p>	

第18表 賞与の配分状況

(単位:%)

	係 員		課長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和元年冬季	56.4	43.6	50.8	49.2

国及び他の政令指定都市の
職 員 の 給 与

第19表 国家公務員の平均給与月額等

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和2年4月	平成31年4月	令和2年4月	平成31年4月
	円	円	円	円
俸給	327,564	329,433	337,788	338,969
扶養手当	9,613	10,059	9,931	10,320
俸給の特別調整額	12,530	12,659	11,871	11,953
地域手当等	43,534	43,540	43,093	43,096
住居手当	6,427	6,121	5,920	5,675
その他	9,200	9,311	7,600	7,670
計	408,868	411,123	416,203	417,683
平均年齢	43.2 歳	43.4 歳	42.9 歳	43.1 歳

(注)1 「俸給」には、俸給の調整額を含む。

2 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

3 「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第20表 政令指定都市職員の平均給与月額等

その1 給料表適用職員

(令和2年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	325,525	8,505	10,447	344,477	40.5
相模原市	320,316	8,007	40,263	368,586	38.8
新潟市	347,434	8,493	10,892	366,819	43.0
静岡市	338,475	8,299	18,390	365,164	40.4
神戸市	337,964	9,367	42,704	390,035	40.9
岡山市	345,294	9,202	11,079	365,575	41.9
広島市	326,533	7,533	34,094	368,160	40.2
福岡市	329,922	8,847	34,518	373,287	39.8
熊本市	344,917	9,617	342	354,876	43.2
仙台市	339,351	7,611	21,385	368,347	41.6

(注)1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 令和2年11月1日現在、上記職員の平均給与月額等を公表している都市について掲載した。

その2 行政職給料表適用職員(事務・技術系)

(令和2年4月)

都 市 名	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	平 均 年 齢
	円	円	円	円	歳
札幌市	299,423	7,988	9,635	317,046	39.3
相模原市	307,056	7,979	38,893	353,928	39.4
新潟市	324,713	9,056	10,379	344,148	42.1
静岡市	319,385	10,423	19,506	349,314	39.4
大阪市	319,071	9,899	53,910	382,880	43.0
神戸市	323,279	8,757	41,169	373,205	41.1
岡山市	337,257	11,510	11,045	359,812	42.8
広島市	314,444	7,303	33,043	354,790	40.2
福岡市	315,214	9,111	33,276	357,601	39.6
熊本市	322,624	9,683	406	332,713	41.8
仙台市	325,216	7,164	20,625	353,005	41.6

(注)1 「給料」には、給料の調整額及び給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 令和2年11月1日現在、上記職員の平均給与月額等を公表している都市について掲載した。

勞 働 經 濟 指 標

第21表 労働経済指標

項目			年 月		平成31年	令和元年	6月	7月	8月
			4月	5月					
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	金額	299,489	294,772	297,628	296,427	295,936	
			前年同月比	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1	
		宮城県	金額	273,016	267,351	270,120	271,124	265,714	
			前年同月比	0.0	△ 0.9	△ 0.5	0.7	△ 1.5	
	うち所定内給与	全国	金額	273,350	269,438	272,409	271,611	271,279	
			前年同月比	0.3	△ 0.1	0.3	0.1	0.2	
		宮城県	金額	249,198	244,553	248,170	247,273	242,969	
			前年同月比	△ 0.0	△ 1.3	△ 0.6	△ 0.3	△ 2.1	
	総実労働時間数 (調査産業計)			全国	148.7	141.4	147.4	150.1	141.6
				宮城県	151.2	144.0	151.0	154.2	144.1
うち所定外労働時間				全国	13.1	12.4	12.3	12.3	11.6
				宮城県	12.7	11.7	11.9	12.2	11.6
生計費 (総務省家計調査)	消費支出	全国	金額	301,136	300,901	276,882	288,026	296,327	
			前年同月比	2.3	7.0	3.5	1.6	1.3	
	仙台	金額	301,708	281,333	257,002	253,650	301,043		
		前年同月比	△ 2.9	13.3	△ 10.0	△ 2.4	△ 4.2		
	仙台 (勤労者世帯)	金額	331,251	306,237	276,534	279,086	314,700		
		前年同月比	1.6	20.1	9.6	1.8	△ 7.1		
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3	
		仙台	前年同月比	1.0	0.8	0.8	0.5	0.5	
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比	1.3	0.6	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.9	
雇用・生産	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比	1.1	0.8	1.0	1.2	1.2	
	有効求人倍率 (厚生労働省)			1.63	1.62	1.61	1.59	1.59	
	完全失業率 (総務省)			2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	
	鉱工業生産指数 (経済産業省)		前年同月比	△ 0.7	△ 1.9	△ 3.9	0.8	△ 5.5	
	実質国内総生産 (内閣府)		前期比	0.4			0.0		

- (注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」、宮城県の前年同月比は実数)、「実質国内総生産」の前期比は平成23年基準による。
 2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「総実労働時間数」、「所定外労働時間」及
 3 「消費支出」は二人以上世帯の数値である。
 4 「有効求人倍率」、「完全失業率」及び「実質国内総生産」は季節調整値である。

9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
295,976 0.1	298,384 0.1	297,698 △ 0.4	297,130 △ 0.2	293,104 0.4	293,657 0.3	294,270 △ 0.4	295,762 △ 1.2	287,291 △ 2.6	291,040 △ 2.2
263,180 △ 2.3	267,779 △ 1.3	271,211 △ 0.3	269,509 0.1	269,763 △ 0.7	269,479 0.5	273,035 1.6	271,267 △ 0.7	260,411 △ 2.6	268,499 △ 0.7
271,804 0.2	272,957 0.2	271,882 △ 0.1	271,840 0.2	269,069 0.7	269,158 0.6	269,891 0.1	273,009 △ 0.1	268,674 △ 0.3	272,318 0.0
240,035 △ 3.3	244,510 △ 1.6	246,340 △ 1.2	246,110 △ 0.0	247,810 △ 0.3	247,330 1.3	251,196 2.8	249,949 0.3	243,099 △ 0.6	250,406 0.9
142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3
146.7	151.0	153.4	149.1	142.6	144.7	147.2	149.1	132.0	149.8
12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3
12.6	12.7	13.3	12.4	12.3	12.4	11.8	10.6	8.0	10.6
300,609 10.8	279,671 △ 3.7	278,765 △ 0.8	321,380 △ 2.4	287,173 △ 3.1	271,735 0.2	292,214 △ 5.5	267,922 △ 11.0	252,017 △ 16.2	273,699 △ 1.1
306,552 23.3	256,306 △ 0.5	246,778 △ 11.3	307,795 2.1	295,469 5.4	222,030 △ 8.5	255,233 △ 8.6	259,933 △ 13.8	241,781 △ 14.1	239,582 △ 6.8
305,434 14.5	271,337 2.4	267,986 1.8	351,824 11.4	316,228 △ 0.8	255,125 △ 1.8	297,798 0.3	322,505 △ 2.6	275,766 △ 10.0	252,841 △ 8.6
0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1
0.4	0.4	0.5	0.8	0.7	0.5	0.6	0.5	0.4	0.2
△ 1.1	△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.5	△ 2.8	△ 1.6
1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	0.2	0.2
1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11
2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8
1.2	△ 8.2	△ 8.5	△ 3.7	△ 2.4	△ 5.7	△ 5.2	△ 15.0	△ 26.3	△ 18.2
		△ 1.8			△ 0.6			△ 7.9	

「常用雇用指数」及び「鉱工業生産指数」の前年同月比は平成27年基準（ただし、「所定内給与」のうち
び「常用雇用指数」は事業所規模30人以上の数値である。

